

昭和二十九年五月十二日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事小枝 一雄君 理事綱島 正興君

理事福田 喜東君 理事金子與重郎君

理事芳賀 貢君 理事川俣 清音君

秋山 利恭君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 佐藤善一郎君

寺島隆太郎君 松岡 俊三君

松山 義雄君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 中澤 茂一君

中村 時雄君 安藤 覺君

河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農業改良局長) 堀見友之助君

農林事務官(畜産局長) 大坪 藤市君

委員外の出席者

農林事務官(農林經濟局長) 谷垣 專一君

同組合部長 鷗川 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農林事務官(畜産局長) 益男君

農民組合法案(足鹿覺君外十二名提出、衆法第二五号)

農業委員會法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出、衆法第二九号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出、衆法第三〇号)

暴風雪による農林被害調査のための委員派遣承認申請に関する件

○井出委員長 これより會議を開きます。

この際委員派遣の承認申請の件についてお諮りいたします。昨日の委員會において取上げられた問題であります。北海道における暴風雪の被害は、十勝沖地震以来の激甚なものであつた由であります。特に農林関係といいたしましては、温床床苗の等ほとんど全滅に近い状況であるとのことであります。つきましては、昨日の懇談会の申合せ通り、これが対策を早急に樹立するため、議長の承認を得て委員を現地に派遣して、その実情を調査せしめたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

なお派遣委員の選定、派遣の期間につきましては委員長に御一任願ひたいと存じます。

議長に委員派遣の承認申請書を提出いたしたいと思ひますのでこの点御了承を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

○井出委員長 引き続きこれより酪農振興法案を議題といたし審査を進めます。昨日に引続き質疑を行います。綱島委員。

○綱島委員 ただいま配付されました資料の事実について局長にお伺ひいたします。集約酪農地域の御指定を願つておるようであります。これによりましては、綱島に一箇所ありますが、そのほかはほとんど東北、北海道に限られておる感があるのではありません。大体從來から申しますと、酪農については、とうもろこしの方に重点があるようでありますが、このたびの酪農振興法によつて特に急速に酪農の奨励をされるわけでありまして、一方南の方は草の生えない時期はわずかでありまして、南の方にも相当ウエートを置いてもらわねばならぬので、今後は九州、四国等の暖地に酪農の施設を相当してもらわなければならぬと思ひます。特に九州地方は、他の産業が非常にございまして、高原の草原はほとんどかえりみられずにまつた放置されておる、こういう状態にあるわけでございますが、この点をどういふふうにお考えになりますか、御方針を一応伺つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま綱島委員より、九州地方に対してどういふふうな方針をとつておるか、特にジャージー種の輸入並びに草資源の開発という問題について御指示があつたのであります。が、現在のところジャージー種の集約酪農地につきましては九州、四国はまだ指定をいたしておりません。二十八年度におきましては初年度でありましたので、できるだけ東京近郊に近い所、と申しますのは、指導等に便利であるというふうな意味合いにおきまして、東京近郊を二箇所指定したのであります。二十九年度につきましてはできるだけ多く指定をいたしたいという希望のものといたして、予算折衝を行つたのであります。経費節約その他の関係で新しく四地区だけしか指定が認められなかつたのであります。すなわち二十九年度におきましては北海道一箇所、東北一箇所、関東一箇所、中国一箇所というふうな指定をいたしたのであります。指定の箇所をできるだけ多くいたしたい、かように考えておるのであります。特に九州並びに関西地方におきましては、草資源の問題、特に乳牛による酪農振興は九州地方の農家の経営安定という点からもぜひ必要でありますので、今後草資源等の開発につきまして大いに意を用いますと同時に、三十九年度以降の問題といたしまして、ジャージー種の輸入による地域の指定につきましても、予算その他の関係が許しなれば考慮いたしたい、かように考えておるわけでありまして、三

○綱島委員 ただいま伺いますと、三

十年度の指定については九州地域も考慮なさるといふお話であります。草資源の開発から申しますと、暖地は最も長期間資源が得られるという関係から、ただいま考えておられるジャージー種による集約酪農という点については、適格性を多分に持つておるといふ感が深いのであります。従つてただいままでほとんど閉却されておつた九州地域等について、特に御考慮を願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま御意見のありました通り、九州地方は気温が暖かく、草の問題といたしましては、その成育期間が非常に長いという点では御

承を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

○井出委員長 引き続きこれより酪農振興法案を議題といたし審査を進めます。昨日に引続き質疑を行います。綱島委員。

○綱島委員 ただいま配付されました資料の事実について局長にお伺ひいたします。集約酪農地域の御指定を願つておるようであります。これによりましては、綱島に一箇所ありますが、そのほかはほとんど東北、北海道に限られておる感があるのではありません。大体從來から申しますと、酪農については、とうもろこしの方に重点があるようでありますが、このたびの酪農振興法によつて特に急速に酪農の奨励をされるわけでありまして、一方南の方は草の生えない時期はわずかでありまして、南の方にも相当ウエートを置いてもらわねばならぬので、今後は九州、四国等の暖地に酪農の施設を相当してもらわなければならぬと思ひます。特に九州地方は、他の産業が非常にございまして、高原の草原はほとんどかえりみられずにまつた放置されておる、こういう状態にあるわけでございますが、この点をどういふふうにお考えになりますか、御方針を一応伺つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま綱島委員より、九州地方に対してどういふふうな方針をとつておるか、特にジャージー種の輸入並びに草資源の開発という問題について御指示があつたのであります。が、現在のところジャージー種の集約酪農地につきましては九州、四国はまだ指定をいたしておりません。二十八年度におきましては初年度でありましたので、できるだけ東京近郊に近い所、と申しますのは、指導等に便利であるというふうな意味合いにおきまして、東京近郊を二箇所指定したのであります。二十九年度につきましてはできるだけ多く指定をいたしたいという希望のものといたして、予算折衝を行つたのであります。経費節約その他の関係で新しく四地区だけしか指定が認められなかつたのであります。すなわち二十九年度におきましては北海道一箇所、東北一箇所、関東一箇所、中国一箇所というふうな指定をいたしたのであります。指定の箇所をできるだけ多くいたしたい、かように考えておるのであります。特に九州並びに関西地方におきましては、草資源の問題、特に乳牛による酪農振興は九州地方の農家の経営安定という点からもぜひ必要でありますので、今後草資源等の開発につきまして大いに意を用いますと同時に、三十九年度以降の問題といたしまして、ジャージー種の輸入による地域の指定につきましても、予算その他の関係が許しなれば考慮いたしたい、かように考えておるわけでありまして、三

○綱島委員 ただいま伺いますと、三

十年度の指定については九州地域も考慮なさるといふお話であります。草資源の開発から申しますと、暖地は最も長期間資源が得られるという関係から、ただいま考えておられるジャージー種による集約酪農という点については、適格性を多分に持つておるといふ感が深いのであります。従つてただいままでほとんど閉却されておつた九州地域等について、特に御考慮を願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま御意見のありました通り、九州地方は気温が暖かく、草の問題といたしましては、その成育期間が非常に長いという点では御

承を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

○井出委員長 引き続きこれより酪農振興法案を議題といたし審査を進めます。昨日に引続き質疑を行います。綱島委員。

○綱島委員 ただいま配付されました資料の事実について局長にお伺ひいたします。集約酪農地域の御指定を願つておるようであります。これによりましては、綱島に一箇所ありますが、そのほかはほとんど東北、北海道に限られておる感があるのではありません。大体從來から申しますと、酪農については、とうもろこしの方に重点があるようでありますが、このたびの酪農振興法によつて特に急速に酪農の奨励をされるわけでありまして、一方南の方は草の生えない時期はわずかでありまして、南の方にも相当ウエートを置いてもらわねばならぬので、今後は九州、四国等の暖地に酪農の施設を相当してもらわなければならぬと思ひます。特に九州地方は、他の産業が非常にございまして、高原の草原はほとんどかえりみられずにまつた放置されておる、こういう状態にあるわけでございますが、この点をどういふふうにお考えになりますか、御方針を一応伺つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま綱島委員より、九州地方に対してどういふふうな方針をとつておるか、特にジャージー種の輸入並びに草資源の開発という問題について御指示があつたのであります。が、現在のところジャージー種の集約酪農地につきましては九州、四国はまだ指定をいたしておりません。二十八年度におきましては初年度でありましたので、できるだけ東京近郊に近い所、と申しますのは、指導等に便利であるというふうな意味合いにおきまして、東京近郊を二箇所指定したのであります。二十九年度につきましてはできるだけ多く指定をいたしたいという希望のものといたして、予算折衝を行つたのであります。経費節約その他の関係で新しく四地区だけしか指定が認められなかつたのであります。すなわち二十九年度におきましては北海道一箇所、東北一箇所、関東一箇所、中国一箇所というふうな指定をいたしたのであります。指定の箇所をできるだけ多くいたしたい、かように考えておるのであります。特に九州並びに関西地方におきましては、草資源の問題、特に乳牛による酪農振興は九州地方の農家の経営安定という点からもぜひ必要でありますので、今後草資源等の開発につきまして大いに意を用いますと同時に、三十九年度以降の問題といたしまして、ジャージー種の輸入による地域の指定につきましても、予算その他の関係が許しなれば考慮いたしたい、かように考えておるわけでありまして、三

○綱島委員 ただいま伺いますと、三

十年度の指定については九州地域も考慮なさるといふお話であります。草資源の開発から申しますと、暖地は最も長期間資源が得られるという関係から、ただいま考えておられるジャージー種による集約酪農という点については、適格性を多分に持つておるといふ感が深いのであります。従つてただいままでほとんど閉却されておつた九州地域等について、特に御考慮を願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま御意見のありました通り、九州地方は気温が暖かく、草の問題といたしましては、その成育期間が非常に長いという点では御

承を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

指摘の通りであります。私どももいたしまして、現在までいわゆる牧野改良につきましては、できるだけその速度等を早める意味合いにおきまして、いろいろと考究して参つたのであります。ところが、二十九年年度から新たに国の種畜牧場に所要な牧野改良の機械を備へつけることにいたしましたのであります。この対象牧場は全国で大体四箇所を考へておりますが、その四箇所のうち一箇所に九州の宮崎の種畜牧場を指定したい、かように考へておるのであります。宮崎の牧場を中心といたしまして、九州各県の牧野改良につきましては、各般の技術的な指導、特にこれは機械と人間とを一緒にいたしまして、国自身でそういうような牧野の改良をやつて参りたい。これにつきましては、九州地方を一つのブロックといたしまして、各県の牧場が中心となりまして計画を立てまして、各県間の調整をとつて参りたい、かように考へておるのであります。

指導機構の点につきましては、農業協同組合並びに府県という組織をできるだけ密接に結びつけまして、そして各地に応じましてその地域に適用するような酪農振興を考へて参りたい、かように考へておるのであります。

○網島委員 大体妥当なお答えのように存じますが、具体的に伺いたいことは、二十九年年度に所要経費がどのくらい予定されておるか。それから三十年年度にどのくらいな予定をされておるか、そういう点も畜産局としての大体の希望計画等を伺えれば、この際伺つておきたい。

○大坪政府委員 二十九年年度におきましては、酪農に関する総予算の問題であります。これははつきり分割でき

まする予算とそうでない予算とあるものであります。これを具体的に申し上げますと、たとえば外国からジャージーを輸入いたしまする経費は、はつきり酪農振興だけの経費でありまして、これは約二億六千万円であるのであります。そのほか草資源に使用します一億三千万円も、その大部分はいわゆる酪農振興のための経費と考へられるのであります。けれどもこれは各県々々の事情によりまして配付いたしますので、全部が全部酪農振興のための経費というわけには参りませんが、一億三千万円の草資源の改良のための経費は、大部分が酪農振興のためにまわる、かように考へるのであります。そのほかいわゆる畜産の改良増進、あるいは飼料関係の経費、あるいは有畜農業の確立のために、二十九年年度予算に計上いたしておりますものも、やつぱり二億六千万円ほどの経費であります。そのうちの約半数が酪農振興にまわるわけでございます。

〔委員長退席、小枝委員長代理着席〕

先ほど申し上げましたジャージーの二億六千万円と有畜農業確立の二億六千万円の半分一億三千万円、そのほかいろいろの経費を合せますと、大体におきまして五億見当の金額が酪農振興の方の経費に充たされると考へていいのではないかと、かように考へておるのであります。

なお三十年年度以降の問題につきましては、酪農振興が朝野あげての大きな問題でありますので、できるだけこの経費——現在は五億程度の予算ですが、その増額方を関係方面に要請いたしております。

○網島委員 ジャージーの買入れ価格は一頭およそどのくらいに當つておるでしょうか。

○大坪政府委員 ジャージーの価格の問題であります。二十九年年度に千八百頭輸入いたしたとしております。その千八百頭は、濠州とニュージーランドとアメリカであります。ニュージーランドとアメリカでは、ニュージーランドの価格が約六万四見当であります。それからアメリカがその二割見当高いということになるかと思つております。これに輸送費を加へ、諸港の受入れ価格といたしまして、買入れ関係の諸経費並びに輸送費、保険料等を加へまして、濠州並びにニュージーランドのは、内地に持つて来ましての場合の価格が約十一万四見当かと思つております。アメリカの場合におきましては、輸送費が相当高くなるのであります。十六万四見当になるのではなからうか、かように考へておるわけでありまして、大体アメリカの方が、家畜の購入費と輸送費とを合せまして四割くらい高いのじやなからうか、かように考へております。

○網島委員 私もこれは研究しております。せんけれども、この間お会いをお願いしましたネーサン、ああいう方に交渉したら、こういうものの買入れは安くないはせぬでしようか。過剰農産物資というわけには行かぬでしようか。ここでもひとつ御研究願つたらどうか。

○大坪政府委員 ただいま御指摘がございましたネーサンといわれる方は、過剰農産物等に対しましては経験の非常に深い外国の専門家でありまして、この方に家畜関係の問題をお願いしたらどう

うかという御意見だと思ひますが、これにつきましては、今後よく研究して見る必要があるかと思つております。私どもの方で家畜を購入いたします場合に、購買官を派遣するのであります。内地の商社を指定します。その商社指定の条件といたしまして、外国におきまする家畜商と密接なる経済的な関係があるかという条件をいたしておるのであります。そういうようなわけで、去年も輸入をいたしましたし、本年もその方針通り継続いたすつもりであります。現在のところ、ネーサンはちろん食料品につきましては非常な経験があり、またそれについての力を持つておられるという点につきましては、伺つておりますが、家畜そのものにつきましては、どうもそういう事情にあるかわかりませんので、今後研究をいたしたいと思ひます。

○小枝委員長代理 川俣君。

○川俣委員 きのう私は質問の大体の要旨を申し上げておいたのであります。が、漸次お尋ねいたしたいと思ひます。

酪農振興法案の提案説明によりまして、酪農振興の必要を非常に強調しておられるわけでありまして。しかも食糧の増産をはかり、その自給度の向上をはかることがわが国経済自立のための基本的な要件であつて、これがために食生活を合理化して、米食偏重から脱却させるとともに、現在の農業経営方式を養畜特に乳牛を取り入れたいわけである。有効適切な方策であると述べられておるのであります。私どももこの基本についてはまったく同感であります。

し、また一般農民が酪農に期待をいたしておりますのも、現在の農業経営方式を、乳牛を取り入れたいいわゆる有畜農業経営に改善しようという意図で、非常にこの法案に期待をいたしておるわけでありまして。従ひまして最も時宜を得た形の命題で酪農振興法が出されておるのであります。けれども、これらのものを具現するに、この法律で現わされておるものと説明とでは、かなり開きがあるかというところが第一質問いたしたいところなのであります。それは一体酪農振興の方法として、日本の酪農発展の上から集約酪農形式が最も妥当なのか、または有畜農業創設法のような、一般的な農家に乳牛を入れるような形式で酪農を振興させるのか、いずれをとるべきであるか、この点について必ずしも割切つた建前からの法律が出ているのだとは思ひたいのであります。確かに山地酪農という面から見まして、集約酪農の必要もむげに排撃すべきじやないことはもちろんであります。また日本の酪農の発展の上から、山地酪農を山地集約酪農に移行しなければならぬことも十分觀察せられるところなのであります。そこでそれでは酪農振興をこういう集約酪農地域の指定だけによつて、はたして日本全体の農業経営方式の改善になるかという点、必ずしも改善にならないと思ひます。酪農振興の建前から一歩一歩積み上げるにいたしまして、一体どちらを先にやつて行くことが日本の酪農振興の上に最も寄与することができるとかという点について、畜産当局の御見解をまず第一に承りたいと思ひます。

○大坪政府委員 酪農を振興いたしま

する方途といたしまして、先般の国会におきまして有畜農家創設特別措置法の御制定を願つたのであります。これは牛馬、めん羊等につきまして、農家を創設して無畜農家を解消するという意味合いから、政府におきまして資金のあつせんをいたしますと同時に、そのあつせんをいたしました資金につきまして、五分の利子補給と同時に、府県を通ずる損失補償の契約を締結させる、こういうようなことに相なつておるのであります。従つてその有畜農家創設特別措置法と本法との関係においてであります、本法におきましては、できるだけ草資源等に恵まれております地域を特定いたしまして、そこに乳牛を中心といたしまして導入をするというシステムになつております。これはただいまお話のように、山地におきましてもそういうことをいたすのであります、必ずしも山地のみではなく、畑地並びに畑地以外の水田等におきましても、裏作等におきまして飼料自給が可能であり、かつそれが今後の農家経営といたしまして十分に織り込んで行かれるという地帯は、山地同様あるいは畑地同様、いわゆる自給飼料の基盤として適格の土地でありますので、本法の適用を受ける指定特別地域に相なるのであります。従つて決して山地酪農に限定をいたしては、趣旨ではないのであります、ただ実際の場合に、山地方面がそういうような適格な条件を備えている場合が多からうとは考えますが、必ずしも山地に限定はいたしてないつもりなのであります。酪農につきましては、すでに御承知の通りに、経費が相当多額にかかりますし、また工場経営単位とし

て、できるだけ一工場におきまして多くの牛乳を処理するという形態が、製造単価を切下げの意味合いにおいて必要でありますので、できるだけ集約化をはかつて参りたいという趣旨であります。有畜農家創設特別措置法の趣旨等を考慮いたしまして、当該地域における乳牛の導入におきましては、有畜農家創設特別措置法の精神によりまして、できるだけ無畜農家の解消をはかつて参りたいと考えておるのであります。従つて酪農振興法と有畜農家創設特別措置法とは決して相反するような法律とは考えていないのであります。両方を有機的に関連させまして、両方を運用することによりまして、初めて日本の酪農振興、特に草資源等に恵まれております地域における酪農が地について発展し得る、かような期待をいたしておるわけでありま

す。

○川俣委員 構想としては、この酪農振興法と創設法と二本建で行こうという趣旨であるのであります。いずれを先にするか、いずれをあとにするかというところが今問題になります、基本として二本建であることは認めるものであります。問題は、十分な予算措置や乳牛の増殖が、はたしてこの二本建を可能ならしめるような状態に現在あるかないかという事です。そこで私の前のような質問が出て来たわけですが、当然二本建でなければならぬという事はよくわかるが、これを両方満たすかどうかだけの乳牛の条件がそろつておるかどうか。そろつていないとすれば、どちらから先に始めなければならぬという結果になりはせぬか。そういう場合に、山地酪農ではな

いと言つても、当然今計画されているような所は山地酪農になつて来る。それが最も条件のいい所だということになるわけでありませう。そういう条件と条件のいい所が進展をして、条件の悪い所がなか／＼発展できないということになります。

〔小枝委員長代理退席、委員長着席〕

きのうも資料の要求の際に申し上げておきましたように、条件のいい所に乳牛の移動が行われて行つて、一般有畜農家創設というものの力をそぐ結果になりはせぬか。年々大量に乳牛を入れるとか、あるいは種牛を入れるというような計画が進んでおられますれば、これは二本建でけつこうであります。私はあえて反対はいたしません。そうあるべきだと思つておる。あるべき条件を満たすような裏づけ条件が欠けておるところから、やりやすい山地集約酪農になるのではないか、この点なんです。

○大坪政府委員 有畜農家特別措置法と酪農振興法との関連についてであります、ただいま御指摘の通り、現在の予算並びに乳牛資源という点からいいますれば、御意見の通り、現在の予算が有畜農家特別措置法を運営した上に、さらに集約酪農地域の制度を設ける、かようなかつこうになつて参ります場合に、その相関関係におきまして予算等の不足あるいは乳牛資源の自然的増加、こういう点に欠けるといふことにつきましては、御懸念の点はまさにその通りではないかと私も思ふのであります、これは法律運用の問題じやなからうかと思つておる。その点につきまして、二十九年

度におきましては、すでに予算等も成立いたしておりますので、その増額といたしましては、これははなはだ困難ではないかと思ひますが、予算等につきまして、予備金等の予算の修正等の適当な機会があるということになりますれば、私もよいと思つておる。努力をいたしたいと思つておる。予算面につきましては、三十年度以降につきましては、できるだけ努力をいたしたい、かように考えるのであります。問題は地域指定の点に関連して参ると思ふのであります、現在の予算の運用について、酪農地域につきまして、非常な大きなカーブの切り方をするといふことになりますれば、ただいま御発言のような懸念も起きて来るかと思ふのであります、この緩急の点が問題ではなからうかと思つておる。二十九年度におきましては、すでに総額予算も決定いたしておりますので、当初の方針をあまりかえない方法によりましての予算の運営をして参りたい、かように考えておるのであります、幸い、本年以降に降につきましては、幸いに本法が成立いたしますれば、集約酪農地域に対しまして特別の予算を編成していただくことに努力いたしまして、その辺の点を調整して参りたい。なお乳牛の資源の問題であります、これにつきましては、先般畜産局におきまして畜産振興十箇年計画を策定いたしました場合に、乳牛等の増殖計画を策定いたしましたのであります、一応乳牛の自然的な頭数増加、これはのみ込めるけれども、どういうような方法でこれを具体的に農業経営の中に織り込んで行くかという点につきましての施策

が欠けているのじやないかということ、各方面から一致して論議されたのであります。私もそれといたしましては、それに対しまして、有畜農家創設の方法による利子補給あるいは損失補給法、並びに今回提出いたしております酪農振興法によりまして、下から積み上げて参りまして、農家に対しまして酪農の増殖をやつて行く。自然的な乳牛の増加とテンポの合いますような具体的な施策をとつて参りたい、かようなことにいたしておるのであります。自然的な増加と申しますのは、結局自然の増加を経済的な原因がはばむといふことに相なりますので、経済的な原因が乳牛の自然的な増加の障害を来さないように、有畜農家特別措置法並びに酪農振興法の両制度を運用いたしまして遺憾なきを期して参りたい、かように考えておるわけでありま

す。

○川俣委員 大いに遺憾なきを期したいといふことではあります、この裏づけがないとそこへな／＼持つて行きます、けがな／＼かと思つておる。有畜農家創設がある、その上にさらに日本の酪農の発展形態として集約酪農をつくつて行く、これも一つ考える。また集約酪農の発展から一般の農家へも、こういうことも考えられます。これはケースはどちらであつてもいいと思ひますが、ところが先に有畜農家創設法が出ておつて、この集約酪農法が出てからでは、あなた方はさらに飛躍的な発展をはかるためにプラスしよう、こういう考え方であるようなのです。形式としてはまことにできておるのです。しかしながらさつきから御答弁にありました通り、乳牛資源というものをしつか

と一緒に改政良局に來たわけですが、現在その前の農産、特産と同じような形になつておるわけでありませう。

それで改政良局の内部でも、農産課、特産課、防疫課というふうな課の方では補助助成、そういうふうな事業的な面を大体担当いたしておられます。それから普及部の方では、その普及員を動かしての技術的な改良普及、そういう部面を担当いたしておるような状態でございます。それで前に農政局と農業改良局というふうな二つがわかれておりましたときと同じように、その総合連絡は必ずしも十分とは言えないような状態でございます。それで同方が一緒になつてからなるとその横の連絡を十分にしながらやつて行くというふうな形で現在努力中でありませうが、やはり末端等においては、必ずしも県等の態勢とかその他については、それはその通りには動いていない部分もございますので、できるだけそういう点のないように、横の連絡を十分にしながらやつて行きたい、こう思つております。それでいろいろ県等における実情から申しますと、やはり担当担当が別になると、えてして横の連絡がよく行きにくいという傾向がございますので、できるだけそういう点は相互の連絡をよくして、それでねらいとする事業の成果があがるようにやつて行きたい、こういうふうな考えでおりますが、こういう具体的問題については、細密にまだ打合せを了しておる状態ではございません。これは必要があれば本省の方から畜産局の方と十分連絡をとつて訓令を出すなり、あるいは県の方において問題があれば、そういうふうな点は円滑に行くように

連絡をさせるなりというふうな形でやつて行くような形に現在の機構ではないと思ひます。

○大坪政府委員 酪農事業に對しますいわゆる行政組織、特にたゞいま御質問の点は、集約酪農地域に對します農家の指導の問題ではなからうか、かように存するのではありません。現に集約酪農地として指定いたしておられます岩手並びに八ヶ嶽の山麓等にジャージーを輸入いたしておられますが、これにつきましては、特に畜産関係の指導につきましては、いろいろ衛生上の指導がきつめて大きな問題であるのであります。これは特別に中央からも直接行つて指導をいたしておるのであります。県におきましてもその方面の指導を強くやつておるのであります。集約酪農地域に對する指導といたしましては、農業経営の指導と畜産独自の指導というものが一緒になつて来るかというふうなものであります。この点につきましては、第一線の指導機関であります府県の行政指導というものを、改良局関係と畜産局関係と一緒に密接に結びつけまして、その指導の完璧をはかつて参りたい、かように考えておるのであります。なお指導の問題につきましては、農業関係系統機関の働いていたく分野も相当あるものであります。改良局関係の指導、農業協同組合関係の指導並びに畜産局の特殊な技術的な指導、この三者を密接不可分の形に組織いたしまして、農家の指導には遺憾なきを期して参りたい、かように考えておるのであります。

に移さなければならぬという意味の質問ではないのです。こういう画期的な方策を打出したからには、それらに對する當然な連絡なり相談なりができていなければならないのじやないかというところが一つ、一体どのようにしてやるかが酪農振興に寄与できるかという点なんです。もう一つは、説明にありまして、今日の農業経営方式を改善して行くのだという意味における有畜農家の指導という面から見ると、どのようなあり方が一番適切なのかという検討を、十分尽されたかどうかという点をお尋ねしておるのであります。現に今農林省があるから、その農林省を解消した方がいいじやないかとか、円滑にやつた方がいいじやないかというのではない。そういうことを非難する意味ではない。一体どちらの方式をとつて行くならば一番適切な指導ができるかということ、虚心坦懐に研究されたかどうか、この問題を私は指摘している。そこで集約酪農地域については、露骨に申しますと、非農家も相当出て来るであらうことが想像されます。従つて集約酪農地域については、あるいは中央の畜産局の指導ということが直接入らなければならぬ面も多々出て来ると思つております。それだからといつて、それでは一般農家の農業経営方式にまで畜産局の指導が及ぶかという、現に及んでいない。現には、むしろ普及員が他の農業指導の面に當りながら、農業経営の改善の方からいろいろ指導しておられるのが現実なんです。それが決して悪いとかいいというところではない。どちらの方式をとつて行くことが、将来の有畜農家創設の意義をなし、農業経営の改善のため

に寄与できるか、または酪農振興と結びついてどれだけの発展が期せられるのかということ、虚心坦懐に検討せられたかどうか。これはおれの方の局だからといつてなわ張り争ひをあえてしなさいというので、今お二人を並べているのじやないのです。けんかをしているから仲直りをせよという意味でもないのです。どういふことが一番いい方法であるかということ、虚心坦懐に検討せられたかどうか、この点をお尋ねしておるのであります。両局長から御答弁願ひたい。

○大坪政府委員 有畜農家創設あるいは集約酪農地域の指定等に關連いたしまして、その指導組織等の問題でありまして、今畜産局長の説明のように、ジャージー種のような外来種であるから、よほどよく指導して行かなければならぬ点も多々ある。そこでこういう集約酪農地域にジャージーを入れた、その発展をはかつて行くかすれば、その面からみると指導を強化して行かなければならぬ。しかも今のようにならぬ所か四箇所であれば、それは中央から人を派遣することによつて十分できないとは言えないと思つております。しかしながら将来百二十箇所も百三十箇所も集約酪農地域ができましますと、当然それらを、この法律をつくつて指導して行かなければならぬ建前になるのでありますから、そこにやはり指導員というものが当然必要になつて来るであらう。この指導員を一体別個につくるのか、つくらないのか。あなたの説明によりましますと、つくらないように見えるので、つくらないようにも見えるので、万遺漏なきを期して行くと言ふけれども、つくつて遺漏ないようにするのか、つくらないでも遺漏ないよう

改良局と十分に連絡をとりまして指導態勢はもろろ府県が中心であるのであります。本省はそれに対応する基本的な考え方と具体的な施策の基準をきめるわけでありませうので、これらの点につきましては、今後とも十分に検討いたしまして遺憾なきを期して参りたい、かように考えておるわけでありませう。

○塩見政府委員 大体畜産局長の答弁と同じでございます。

○川俣委員 万全を期してということですが、方策なしで万全ということではできないのです。現在改良普及員といふものがあつて、それを使つて行くのか。今畜産局長の説明のように、ジャージー種のような外来種であるから、よほどよく指導して行かなければならぬ点も多々ある。そこでこういう集約酪農地域にジャージーを入れた、その発展をはかつて行くかすれば、その面からみると指導を強化して行かなければならぬ。しかも今のようにならぬ所か四箇所であれば、それは中央から人を派遣することによつて十分できないとは言えないと思つております。しかしながら将来百二十箇所も百三十箇所も集約酪農地域ができましますと、当然それらを、この法律をつくつて指導して行かなければならぬ建前になるのでありますから、そこにやはり指導員というものが当然必要になつて来るであらう。この指導員を一体別個につくるのか、つくらないのか。あなたの説明によりましますと、つくらないように見えるので、つくらないようにも見えるので、万遺漏なきを期して行くと言ふけれども、つくつて遺漏ないようにするのか、つくらないでも遺漏ないよう

○大坪政府委員　指導体制の根本的なやり方につきましては、ただいま御意見の通りであります。その点につきましては、改良局と随時連絡いたしましたので、畜産局といたしても、そういう方針で、特に改良普及員等の技術的な指導面の強化をはかるという意味合いにおきまして、講習等も畜産関係の技術を大きく取入れ、畜産局自身が講習の中に入つて行くというシステムができて上つていると御了承願いたいと思います。

るといふのは困難でございますので、やはり専門的に——ある程度常識的に農業全体は知っていなければならぬけれども、専門的に農家に十分に指導できるだけの技術は持たなければならぬ。現在非常に畜産が伸びて来ておりますし、日本の過去の農業経営に畜産がき

つちり結びついていないという欠陥を、この機会に相当改善して行くという点は非常に重点を置かなければならぬ。その場合に普及員の専門分野を調べてみましても、畜産の方が非常に欠けているという欠陥がございますが、こういう点はむしろ普及員自体を特技化するだけでは足りなくて、ある場合にそういう重点的にやる必要のある地区については、専門委員の補助をやるくらいな特技を持った者を幾らか数をやふやして配置する必要があるのじやないか。

ないかと考えております。土壌等においても、土壌、肥料面でそういうふうな必要が起つて参りますと、現在の普及員では必ずしも土壌について——土壌の方がかなり進んで来ておりますし、農家のレベルも世界のレベルから見れば、土壌、肥料の關係の問題は、相当高いレベルの技術を持ちませんと、農家には普及しきれないという点等がございます。そういう点で、どちらかというと技術力の弱い部に、畜産と土壌、肥料の面では現在の普及員ではあるのじやないか。それをどのようにに強化して行くかという点については、理想の形態を申し上げますれば、今の普及員の上に、もう少し広い地区を担当して、専門技術を持つて、普及員のわからないところはしっかり教えてやるくらいな技術を持つて、それが農家に直接活動をしなくても、普及員を

通じて活動できる。むしろ、いろいろな問題が
あつた。その技術者が直接でないと、いろいろ
ふうな部分の強化が、さらに必要にならな
くて来るのかと考へておりました。あるいは
そういうふうな部分の御指摘もあつたのか
と思ひますので、特別に技術科だけでなくて、

そういうふうなところも強化して参りたいと感じております。本年度の予算では、人員の問題は非常に困難であつたものですから、そういうふうな部分については、要求は差控えていたわけですが、この問題はもう少し仕事が進むに従つて、畜産局の方と十分連絡して、そういう点も必要にならうかと考えている次第であります。

○遠藤委員　ただいまの両局長のお答えを私は了承いたします。そうなくてはならぬと私は思つておりました。た

だこの際苦言を呈しておきたいのですけれども、それは畜産に対する考え方が、今までは農業の一部分であつた。だが何といつて説明しようが、みな農業の一部という考え方以上ではなかつたのでありますけれども、これから畜産が農業そのものになつて行く農業そのものであるから、その指導も農業の総合的な指導の指導員のあのルートをはずしてしまつたら、非常に変なものになつてしまふ。今までの畜産を少しも飛躍をしないことになるのではないかということを私はおそれるものであります。でありますから、今後の指導に関する予算の審議をされる場合には、指導員は改良普及員の面で充実をして行く。もちろん畜産の指導員の充実も必要であります。それを否定しようというのはありません。畜産の純技術的な指導員の充実も

もちろん必要でありますけれども、豊家に接船する酪農経営の直接の指導と、いう面の指導員の充実は、改良普及員を充実して行くという考え方をきちつと持っておつていただかないと、ごたして、指導の効果も非常に減殺されて行くんじゃないかと思ひます。

ので、私の意見を申し上げておきます。で、私の質問を終わります。

○川俣委員　今遠藤委員の質問によつて、ようやくはつきりしたことが出て来たのです。しかしまだ足りない。太体改良局長によつて明らかにしたのですが、これでもまだ十分でないと思うのです。というのは、改良局の方は、普通の農業関係の試験場を持ち、その試験研究を普及徹底せしめているわけです。一方畜産局は、種畜場を持つて相当な研究を積んでおられる。同

じ農業に關する研究を兩方でやつておられる。私は今兩方でやつてゐることを決して非難する意味じやない。そこで今政良局長の言われたように、ここで育てられ、ここで研鑽を積んだ者が、専門技術員として派遣せられ、その指導監督で普及員が徹底せしめることが一番いい形態だと私は思うのです。あなた方がこの法案を出す以上、当然そういう研究を積んでいなければならぬじやないか。これだけの重要な法案を出しながら、ここで指摘されて、これからそれでは研究してみましようでは、ほんとうは十分じやないと思うのです。今後のこれだけの集團酪農地域ができた場合において、今の試験場だけで十分か十分でないかということも、十分検討せられていなければならぬはずなんです。その充実並びにせつかくできた試験研究をどうして

普及せしめるかということについても、当然検討しておらなければならぬはずだ。どつちかというところ、種畜場は一般から見まして、相当農民の参入の多いほどに期待をかけられている。ところが、行つてみると、ずいぶん期待はずれになっている。期待はずれを

起さしたのでは、普及徹底ができないことも一つでありますから、試験場の拡充はもちろんのこと、専門技術員等を地方に出されて、その形態は、先ほど塩見局長が言われたような、専門技術員を普及員の上に置かれて徹底させることが一番好ましい形態だと思うのです。こういうことも私は、この委員会に来てからそれらのことを教わつてそれからだというのはいかぬと思うのです。それを予算がないというようなこと——これは予算がなければ法

案を出さないか、あるいは法案を出せばどうしても予算を獲得するか、そのどちらかの方法を明確にしなければいかなぬと思うのです。徹力で法案がなければ行政官として予算をとることができないというなら、この法案を出したからには必ずそういう方向に全力を注いで、予算は裏づけいたします、これなら私はそれで了承する。あるいは予算を十分とする余地ができたからこの法案によつて形づけよう、このどちらかはつきりしてもらいたい。両局長からこの点をあわせて御答弁願いたいと思います。

○大坪政府委員　予算等の面につきましては、ただいま御指摘の通り、本法案成立のあかつきにおきましては、この法案を十分に運用し得る予算を要求いたしまして、全力をあげてその成立を期する所存でございます。

○遠見政府委員 川俣、遠藤両委員からの御指摘の点は私もよくわかりました。そういう点についてはできるだけ努力はいたすべきものと存じますので、畜産局とも十分連絡をとつて、それぞれの分野において適切な措置を講じて参りたいと存じます。

○川俣委員 それで改良局長の方は了承いたしました。

あと小倉経済局長が見えておりますので、あわせてこの際お尋ねいたしましたと思います。今まで有畜農家の自主的な団体として、普通のいわゆる農業協同組合があつたり、あるいは畜産組合があつたりして居るわけですが、大畜産局は畜産組合を指導して居られるのですが、今度集約酪農地域が出て参りますと、これらの自主的な団体として畜産組合のようなものを農業団体として認められて行くつもりなのか、あるいは農業協同組合を組織してそこに基盤を求めようとするのか、この点もどちらかはつきりして居ませんか。在来からある農業協同組合で、いわゆる有畜農家を創設して農業経営の改善に努力して居る農業協同組合もある。また農業協同組合と離れて畜産組合、酪農組合をつくつて、対立とは申しませんが、別個な活動をいたして居るところもあるわけでありまして、これらを将来どのように組織し、指導して行かれるという考えでおられるのか、この点を経済局長並びに畜産局長からお尋ねいたします。

組合というの農業協同組合法によりまして組織されておられる農業協同組合であるのであります。ただその形態が総合的に農家全般のことをやるのか、あるいは特殊に畜産、特に酪農だけをやるか、こういう農業協同組合自体の目的によりまして、あるいは畜産組合という名前では呼ばれ、あるいは総合酪農という名前前で呼ばれて居ることは、すでに御承知の通りであるのであります。大きくわけましてこの二つの形になります。組合組織を、どちらに重点を置くべきであるかという点は、これはいろいろ問題があらうかと思うのであります。概括的に申し上げますと、非常に酪農の進歩に上りまします地域におきましては、総合酪農から離れまして特殊酪農ができておるといふような現象を起しております。また反対に非常に不振な地域におきましては、総合酪農から離れまして酪農組合、畜産組合ができておるといふところのこともあつております。この二つの非常に進歩したところと、あまりそうでない地域におきまします酪農、これはおの／＼特色があるようでありまして、今後の指導方針としてどちらに重点を置くべきであるかという点につきましては、こゝれは一つは地方々々の事情によつても異なるかと思つて居まして、要はその地域におきまします／＼な事情、これらに對します農林自身がどういふふうな組合をつくつて行くか、こういうふうななかつこうになつて来ると思ふのであります。今後集約酪農地域が相当多く指定されるということになりまして、特にこの法律の指定との関連

におきまして、農業協同組合を総合酪農で全般的にやらせた方がいゝか、あるいはその地域を打つて一丸とした集約酪農に關します畜産を特別につくつたらいいか、こういう点は今後検討すべき問題ではなからうか。もちろんこれもいろいろ研究いたしますと、あるいは地方にいろいろの特殊な事情もあつた方がいゝか、あるいは単協を上にた方がいゝか、あるいは地方によつても違ふかと思つて居る。これらの問題につきましまして、各地に地域を指定いたします場合に、経済局長とも連絡いたしまして今後の指導方針を打立てたいと考えております。

○小倉政府委員 集約酪農地域におきまします協同組合組織と申しますか、畜産関係、酪農関係の振興のための協同組織につきましまして、具体的に総合的な事業を営む組合として担当した方がいゝか、あるいは酪農専門の特殊な組合としてやつた方がいゝか、これはただいま畜産局長からお話しましたように、その地方の具体的な事情によつて違つて参らうかと思つて居ます。従いまして、ただいま畜産局長からお話いたしましたような線で処理して行くのはなかなかどうかと存じます。ただ一般的に申しまして、実は酪農組合に限らないのであるいは酪農あるいは開拓、こういうふうな特殊の協同組合につきましましてはいろいろ問題がございます。

〔綱要委員長代理退席、金子委員長代理出席〕
この問題は実は協同組合制度の中にあるものごさいますし、もう一つは畜産業あるいは畜産業、こういうものの政

策が足りない部分から出て来るものもございまして、両々相まつて今後なお検討して行きたいと思つて居ます。

○川俣委員 こういう法案が出されるときに、どういふ組織が妥当なものとして指導して行くかということの目安をやはりつけておられなければならぬ。この目安をどう思ふのです。だからといって、目安をつけたからといって強要することは、今日の時勢においてはなかなか不可能でありますし、また強要できないことでもあります。けれども、この法案を出すからには、どのような組織が望ましいかというふうな方針だけはやはり立てておられなければならぬ。組織のことはあとで研究してひとつやります。私はほんとうの指導力はわいて来ないと思ふ。これは農民の組織が当然考えられなければならぬものなのです。それでなければ動かないのです。またどういふ方式がよろしいかという問題が出て来ますと、それらの組織の意見をどう反映させるかということが法案の中に出来なければならぬということになつて来る。今後研究しますというふうなことは法文は成り立たない。一体総合酪農にやらせる方が適切なのか、あるいは単独のものが好ましいのか、どつちかということをや大よそ目安をつけた指導がなければならぬと思ふ。この指導がなければ、許可を与え、あるいは取消すというふうな場合は、そこに問題が起つて来ます。法文じゃできておられますから、一体どのような方向で組織を持たせるのかというふうなことについて、十分な見当が當然つておつたものと思ふ。なかつたとしても、今聞くことは無理かと

思ひますが、一体経済局長としては、どのような形態が好ましいとお考えになつておられるかというだけは、ひとつお聞きしたいと思つて居ます。それでもしそういう形態が好ましいということになりますならば、それはやはり意見を聞いて総合計画を立てなければならぬ、こういうふうになつて来なければならぬと思ふのです。もしも総合酪農をしてやらせることが適切だといふことになれば、その上部団体の県の農協の意見を徴しなければならぬ、こういうふうな方向にこの法文を直して行かなければならぬ点も出て来るわけでありまして、また特殊酪農でいけば、特殊酪農の組織を持つて行くといふふうな、やはり法律をその方向へ持つて行かなければならぬと思ふ。そこが非常にあいまいになつて来る。あいまいじゃ動かない。そこをお尋ねしたい。

○大坪政府委員 集約酪農地域におきまします農協の問題であります。私どももいたしましては、特殊の地域におきまします特殊な事情に基づいて生じた農協の組織につきましましては別問題であります。原則といたしましては総合酪農を通じて指導なりあるいは集荷なりをやつて参りたいという一般論を考えておられますので、集約酪農地域につきましましては、その通り原則として総合酪農を中心として指導し、なお農家の生産いたしました乳等の集荷形態につきましても、総合酪農でやつていただきたいように考えておるのであります。特に新しくそういう地域に別途の組合をつくらせるといふことは、現在のところ全然考えていないわけでありまして、もちろん特殊の地方におき

して現在あるところの特殊協同組合のような単一協同組合というものもその線に、緊密な連絡のもとにあるいは総合的な事業運営のもとにやらせるのだからということをもつとはつきりしたらど

と、酪農だけで特殊にやつております組合は、実はこの協同組合の立場から申しまして、

〔金子委員長代理退席、芳賀委員長代理着席〕

なか／＼実は指導がしにくいことになつておるわけです。あるいは監査がしにくいことになつておるわけです。従いまして国の政策として酪農を大いに振興せよと云ふ線に沿つて、できる地帯につきましては、総合単協でない、と現在の制度の上から指導監督が十分に行かないという点が第一であります。それからもう一つは、酪農とか養蚕になりますと、他の資本の關係との利害が非常に複雑化して参りますから、単純養蚕、また酪農だけに参りますと、往々にして、そこに、一時よく言われました非農民的な利益に左右されるおそれのあるものがだん／＼出て参る。総合単協でありますという意味からいひましても、立体的にも総合単協で指導していただく方が農民の利益に

なりはしないかという意味におきまして、方針としては私どもも総合単協でやつていただくことがいい、かように存ずるのであります。

○金子委員　その点は今川俣氏も相当くたびれるほどに質問したようだが、まだ割切れぬようだが、もう少しはつきりしたらどうです。原則として酪農振興も、その契約指導その他すべてにおいて総合農協というものを基盤にしておいて、それを基準にしてやるのだ、そう

て、その資材の購入等においては、結局他の資本の力を借りなければそれができない。そういうように他の資本に依存するからして、結論においては、ややもすると資本主義農業の隷属的立場に農民を知らず／＼のうちに追いつてしまふ。こういうことは養蚕においても畜産においても見られる例であります。ことに今問題になつてゐる一つの例を見てもわかりましよう。大坪さんが去年から苦勞されており、今で

も大分問題になつておるところの飼料の価格の問題があるでしょう。飼料の価格安定法ができていながら、なぜ飼料の価格を抑える上に困難があるかというところ、かりに肥料と比べた場合に、肥料も全部が消費地帯を構成している人たちによつて消費がされていなければ、一応全購連なら全購連といふものの批判があるにしても、とにかくこれが半分以上の肥料の消費量を抑えているところ、それが至つては、いろいろな農業団体自体でも、たくさん鶏だ、豚だあるいは牛だといふようなものが乱雑にできています。そのほかにも、えさの価格をどの線で押えて行けばどういふようなルートで流れるかということに対して、まったく見当がつかない。同じ農業団体でも、あの組合の組合でえさの奪い合いをしておる、こういうのが例であります。そういう場合にやはり総合農協系統機関というものが、もし肥料の程度でもいかに確立しているならば、えさの価格統制はもつとやりのいのであります。それはやはりもち屋はもち屋だということによつて、鶏の飼料の協同組合、豚の飼料の協同組合、うさぎの飼料の協同組合という、最も端的にやりやすい方法をとるから、最後の仕上げに行つて、あすこにもここに響きが行くんです。今の川俣委員の考え方もきつと、将来の農村というものを考えたときにこういうふうなめちやくちやな形ができることを、重要な酪農地帯において、酪農というものに重点を置けば置くほど、さつきのもち屋はもち屋だといふ観点から、そういうふうな一つの産業だけを取上げた、独自の、総合性

を欠いたものができるところを憂えておるのだらうと思ひますし、私個人もそういうことを非常に憂えておるのではありませんが、この点は重要な問題でありますから、畜産局は、あくまで総合農協というものを基本に置いて、これを指導あるいは経営の中心に置くんだ、そうして単一農協あるいは特殊農協をその方向に近づかせるべく指導なり方向づけて行くといふことを、この際はつきりと出す方がいんじやないか、こう思ふのであります。それに対する御意見を聞きます。

○大坪政府委員 集約酪農指定地域内におきます問題であるのであります。が、現在すでに地域指定をいたしておりますのは、しかもその上に乳牛を導入したておりますのは岩手県側と八ヶ岳山麓であります。八ヶ岳山麓としましては、農業協同組合を中心としてすべての物事を運んでおるのであります。今後指定の關係が多くなつて参ります場合に、現に総合農協のほかに別途に酪農組合がある場合にその点が非常に問題かと思ふのであります。が、ない場合におきましては、特にそういうような特別の組合をつくらせるようなことは絶対にいたしたくない、かように考えております。ただ問題は、すでにそういう組合が成立しております場合にどうするかという問題が起きて来るかと思ひますが、この場合におきまして、多くの場合に乳牛の導入でありますとかあるいは一般の指導という点は、これは総合農協でやつてもらうことにはかわりないと思ふのであります。集荷の面にいふか、その場合にそれをただちに解消せ

しめることは行き過ぎではなからうかとも思ひます。しかしながら原則的な方針をいたしましては、総合農協にその方面に大いに力を入れていただくという趣旨で、総合農協を中心に物事を処理して参りたい。ただ現実には当該地域に別途に組合がありましての場合に、これにつきましても問題がいろいろ起きて来るかと思ひますが、この点につきましては、一般的な方針は方針でありますので、各県とも十分に連絡いたしまして、その間の調整をはかつて参りたい、かように考えております。

○金子委員 局長は単位組合の状況がよくわからないのだ。ことに今の話によると、集荷の面において困りやせぬかといふようなことを言う。それは逆なんです。酪農組合なら酪農組合が、単一の組合として乳代の支払いや集荷を一手にやろうとしたときに、非常な煩瑣と非効率が出て来るんですよ。なぜならば、総合協同組合であるならば、かりに千戸の組合員のうち五百戸の人が牛を飼つておつても、五百戸の貯金台帳はみな持つておるから、乳代が入つたつて、それを帳簿の上に振りかえすれば一時間で終るんです。それを単一の台帳でもつて処理しなければならぬ。乳を集めるといふても、総合組合でやるならば、総合組合の運搬機関があるだらう。それが酪農組合だけでやるならばまた別なものを持たなくちやならぬ。そういうことが実例として出て来るんだ。だから単一組合がその総合組合の中に入つて行く、たとえば経済的にも組織的にもまづ特殊組合が総合組合の中に入つて、そして運営を一緒にやつて行くという方向に持

つて行くならば、非常に困難だとか何とかいふことはありません。そういうふうな仕事をあなたの方で指導しようとしなければ、これは単位組合はどん／＼単位組合としてやつて行きますよ。そして養蚕組合のような形になつたら手も足もつきはしないのですから、それを私は憂へるのです。ですから畜産といふものは、農家個々に考えてみれば農業経営の一環でしかない、しかもこれ自体が農業なんだから、それを農業が進うために一つの産業が起ると、やれ豚の組合、牛の組合、うさぎの組合といふような形にして、それをなすべく総合と一緒に行かうといふ程度の方では、これは総合的には行きません。これはブライドからいつても必ず一つ／＼組合を持つという方向に農民自体がなつておるが現況なんだ。いわんやその点においては、指導者がよほどしつかりしなければならぬと思ひます。その点をも少しはつきりお考えになりませんか。

○大坪政府委員 集約酪農指定地域に指定いたしました場合に、すでに存在している特殊農協がありまして、それはその地方地方によつて解決して行かなければしょうがないのじやないか、かように考えるわけでありまして。

○金子委員 いやそれは違ひなんです。集約酪農指定地域に指定した所にたくさん酪農組合がもうできておりますよ。そこはしかたがないのだという考え方はいけません。それと総合組合とどういふふうな総合的にもつて行けるかといふことを、総合組合中心に今後の指導方針は行くのだといふことをあなたは

考えないかといふのです。そういうことではなければこれはできていくのだからしかたがないといふことになつて来ると、総合組合の中から畜産の盛んな地帯において畜産を除いてしまひ、養蚕の盛んな地帯において養蚕を抜く、そうしたら一体総合組合といふのはどこに力が出て来るのです。そうして天災があつたとかなんだといふような場合には、結局総合組合の経済力といふものがその村の産業を救うかどうかといふことに關係して来るのですから、それをとかく畜産だとか養蚕だとかといふような人たちは、農村全体の経済を無視して、自分の係といふかセクションの中で一つの団体指導をする傾向が非常に強いです。だから今あるのはきまつています。これからホルスタイン地区なんか指定すれば、どこだつて酪農組合はあります。その酪農組合の運営といふものは、一つの農業の部門ごとに行われておる今の矛盾をとり去るような方向に、あなた方は指導するといふ考え方を持たないかといふのです。あるところはしかたがないといふことはどうです。

〔旁聴委員長代理退席、委員長着席〕

○大坪政府委員 原則的な考え方につきましてはただいまの御意見の通りだと思ひます。これはすでに存在しているところにつきましては、そののやり方の問題につきましては、総合農協並びに現在ある単協を結びつけるような方途も暫定的には考えて行かなければならぬじやないかと思ひますが、根本的な最終的な方向といたしましては、ただいま御意見のような基本

的な線につきましては、そういうふうな御意見の通り持つて参りたい、かように考えますが、すでに存在しているものにつきまして、それが困るというものにつきましては、実際問題としてこれは現地々々として解決すべき問題じやないか、かように考えます。しかしながらできるだけそういうような方向で進んで参りたいとは考えております。

○遠藤委員 だいたい集約酪農地帯の農業協同組合の問題についての議論が聞かれておつたわけでありまして、ただいまの金子委員の意見もよくわかるつもりであります。総合的な協同組合でなければ将来の日本の農村はだめだ、これはその通りでありまして、まづたく賛成であります。ただし、現実の問題として、酪農なら酪農組合あるいはその他の畜産組合ができておる。この酪農振興法がそういう団体の整備をする法律であるような形になると、これはたいへんであります。なぜかという、それを指定したがために、各地に団体の争いの問題が起きてしまふ、そしてその争いに終始するような結果になつて来る。それには触れないようにしてもらいたいというのが私の考え方でありまして、私は理想論としては、総合的な協同組合でやるということとは当然なことである。けれどもそれを酪農振興法で団体の整備をするというような機能を持たせるといふような考え方になつて参りますと、非常な争いが出て参ります。それでもつてこの法律は一つも動かなくすから現実の事情をよく見て、そうして総合的な組合へもつて行くという指

導精神を持つことはけつこうでありまして、それは大いにやつていただきたいと思ひますが、現実の事情を誤らないように見ていただきたい。そうしない、酪農界というものは混乱をしない、酪農界であります。そのことを私は心配するものであります。そういう見地から現実の実際の組合の動きというものを、それにマツチするよう指定の仕方をする、そういうふうな私どもは了解をするものでありますけれども、その点について畜産局長の御意見を伺つておきたい。

○小倉政府委員 畜産局長からお話があると思ひますが、私どもの先ほど申しました点をもう少し敷衍して申し上げますと、理想論として総合農協を中心に行つて行くことがよろうということは、実は組織としていたしまして、総合農協だけで万事解決するといふつもりはございません。総合農協だけでは行けるのではなく、場合によつては総合農協で行ける場合もありましようが、場合によつてはむしろ総合農協の下に畜産の小さな協同組合ができて、あるいは総合農協を基礎として、上に郡単協の酪農連合会ができて、県の経済連で酪農協同組合でもできまして、これで大いにやれば郡の連合会もいらぬと思ひますけれども、過渡的に申しますか、地方によりましては郡の単協を中心とした連合会といったものは部落によりましては、酪農を中心とした部落の協同組合ができて、それが総合農協に入つて来る。こ

ういう意味におきまして、総合農協が一役買つてやる、あるいはそれが中心になつて活躍して行く、こういう意味

合ひで私どもはやつて参りたいと思つております。

○福田(喜)委員 だいたい集約酪農地域のことが問題となつておるようでありますが、これに対し、私は討論会でも何でもありませんから、ちよつと当局にお尋ねしたいと思ひます。酪農振興は集約酪農地域に酪農事業施設を設置することのみによつて全うされるものではなくて、全国的な問題であると思ふのであります。そこで当該地域外における酪農の振興策と

当局的案を示していただきたいのが第一の重要な点であります。この点をお示し願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 だいたい金子委員の御質問並びに遠藤委員の御質問の点についてであります。私も同様の地帯に對しては、酪農の問題、特に集約酪農の地域に對しては、あくまで各般の指導並びに集約という点につきましては、総合農協中心主義でことを運んで参りたいと考えておりますが、ただ総合農協と単協との結びつきにつきましては、ただいま経済局長から御答弁申し上げました通り、現地々々の実情に即応いたしまして、総合農協と単協のあり方につきまして指導して参りたいと考えておりますが、組合そのものの全般的な問題と申しますか、中心

的にあつて、かように考えておるわけでありまして、

興方針をとつて参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○福田(喜)委員 私の今の質問に對する返事では、酪農の振興策というものは、従来通りならば話になりません。酪農の振興は集約酪農地域及び当該地域における酪農事業施設の設置のみによつて全うされるものではない。全国的な問題である。当該地域外における酪農の振興策はどうなつておるか。これは従来通りということだつたら答弁はなりませんから、もう少し詳しく示していただきたいと思ひます。

○大坪政府委員 酪農振興につきましては、集約酪農地域外の地域につきましては、草資源の増産の問題、あるいは乳牛導入につきましては、資金等の問題につきましては、すでに成立いたしてあります。予算につきまして、従来通り

の方法によつて指導して参りたい、必ずしも現在ありますすべての資金につきましては、これを集約酪農地域に集中するといふような考え方は持つていないのであります。各種の予算あるいは指導組織等につきましては、地域外の地点についても遺憾のなきよう措置して参りたい、かように考えておるのであります。

○井出委員 残余の質疑は午後二時に譲り、暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後二時四十一分開議

○井出委員 休憩前に引続き、會議を開きます。

酪農振興法案の質疑を継続いたします。足鹿覺君。

○足鹿委員 大伴芳賀委員から、わが党としては詳細各論あるいは総論にわ

たつて御質疑があつたと思ひますので、私はきわめて重点的に若干の質問をいたしたいと思ひます。

そこでまず第一であります。酪農の振興計画を定める手続につきまして省令に依つておるものであります。が、過般にいただきました資料によつて見ますと、第三案第三項の「政令で定める基準」なるものがきわめて半ば紙同様のものが配られておるにすぎません。この重要な、しかも酪農地帯が非常に關心を持ち、いろいろこの指定については、熱心にそれ／＼当局にも今までも要請しておると思ひますが、それがもとで建設要領は相当詳細なものがございまして、今度いただいた第三案第三項の「政令で定める基準」なるものは、これはあまりにも抽象的である。私どもは全然よくわからない。こういうものを資料としてお出しになつて事が済むようなら、私はあつた資料の要求をしないはずで、もう少し親切に願ひたいのは、少くともこま

で来ておるものであれば、政令案そのものを示し願ひたい。第一、一号の基準について見てもまことに漠然としておりまして、どういふ所が集約酪農地域としての指定地域になるのか、これではまったく判断もつかない。これでは私も、この法案の全般の一番重要な部分について検討するすべしと思ひますが、その点については当局はどういふふうにお考えになりますか。あな方は非常に御研究になつておるからし

ばりわからない。その点もう少し他に政令案の内容があれば、それを示してもらいたいし、これをどういふふう

解釈して、この基準によれば、どうい
う地帯が、どういうふうな条件を持っ
ておる所がその指定地域になるのか、
具体的に説明を願いたい。

○大坪政府委員　ただいま御要求になりました資料の点につきましておしかりを受けたのであります。もちろん私も私どももいたしまして、政令等はつきりいたしましたものをお示し申し上げるのが当然かと思うのであります。が、実は基準の書き方につきましては、これを政令として書きまます場合には非常にむずかしい点があるわけでありまして、これらの点につきましては、政令にいたします場合にはその書き方等につきまして十分検討を要する点がありますので、政令そのものをお出しするほどに至らなかつたことをここにおわびを申し上げておきたいと思つたしますので。集約酪農地帯に指定いたしましたる地域につきましては、この法律の本文におきましてその精神をうたつておるのであります。その集約酪農地帯として将来酪農を経営し得る農家が集团的に存在してゐる地帯を取上げる、こういうことが根本になつておりまして、できるだけ自家労働力で乳牛を飼育する農家が集团的に、かつまた自給飼料をもつてその大部分をまかなひ得るような農家が集中的に存在してゐる地帯を指定する、こういうような構想のもとに第一号の基準を定めておるのであります。ただ書き方が非常に煩雜になつておりまして、これを政令等に引直しました場合には、いろいろ書き方の点について問題が起きて来るんじゃないだろうか、かように考えたわけでありま。

○足鹿委員　それでは私は困ると言う

のです。もう少しわかりやすく……すてに今まで御指定になつた所もあるのです。この基準から行きますと、ほとんど水田酪農地帯は入らない。今度の観望がまつたく草資源に恵まれた、そうして自家労働力との関係を見ても十分に間に合う、そういうようなところからこの基準がつくられておるように思いますが、しかし必ずしもそういうところのみに限定しなくても、熱心に地帯指定の希望を持つておる所は全国に相当あるうと思ひます。これの基準で行きますと、ほとんど草資源に恵まれた地帯だけに限られるような結果が出るて来はしないか、こういう点も案じられるのであります。しかも全体を通じて、この法律は政令または省令に譲つておる面が非常に多いのであります。どうもかんじんなところになりますとみな政令、省令ということになつておる。一種の總動員立法のような感じも、読んでみて受けるわけでありましても、読んでみても行政的にあなた方が、府県知事の出したものを何者の意見も聞かないで、知事の意見を畜産局が見か検討されて指定地区をきめて行くということが、あなた方を別に信用しないわけではありませんが、結果から見ると非常に独善的だのとそしりを受けられる場合も出て来ましようし、また全体から見ても不適当だという批評も出て来る憂いもあらうかと思ひます。従つて何人が見ても公正適正な地域の指定が行われておるといふことが、この法の運用上私はきわめて重要な一面ではないかと思うのであります。その点について午前中も御意見がございましたが、必ずしも集団酪農地帯だけが酪農地帯でないことは言うまでもないので

ありまして、全国にはこの指定は受けないが、有数な酪農地帯も今後もできるであらうし、現存もしておるでありましょう。そういうたような点等をにらみ合せて、特に今後海外の乳製品等の国内輸入の機運も非常に強くなつてもおりますし、内地酪農を全面的に振興し、かつこれを合理化して行くというような点につきまして、基本的な振興計画について適當な機關を設けてこれにはかる、あるいは紛議が附屬段階であつせんが成立しない場合には、さらにその機關等にも諮つて行くという点、もちろん地域指定の点につきても諮るというふうな場合に、あなたの方の判断だけでこの重大な問題が決定づけられるということは、少し適當でないように私思うのであります。でき得べくんば酪農審議會とでもいいますか、そういうものをつくつて、そして集約酪農地域の指定、あるいは乳肉の安定を含んだ全面的酪農振興の基、本方針を検討して行く、その一環として、酪農振興計画に基いた地域指定を行うためにその機關の意見を徴するといふに当然相なるべき性質のものではなからうかと私は思うのです。従来いろいろ批判はありましたが、当委員會が相当の特殊立法をやつた從來の経緯から見まして、きわめてわずかな予算の特殊立法にもかかわらず、相當權威ある審議會をつくつておることは御存じの通りであります。いわんやこの酪農振興法のごとき、非常に地方住民の注意が集中し、しかも今までの指定の経過から見ても、われ／＼は純粹に事務的にあなた方が指定しておられるとは考えがたい節がある。この指定の問題をめぐつて、相當政治的にやら

れておるといふ印象を強く持つ点もありません。すでにそういう結果も現れておる。いわんや今後大量の指定を、ある年間に百箇所と伝えられ、あるいは五十箇所と伝えられておりますが、その全貌も明らかにできるならば、何年計画で何箇所つくるということも承りたいのであります。そういうことが従来の指定の実績から見ても、私は、ただ知事の申入れたものをあなた方がこの基準に当てはめてきめて行くということでは、納得の行かない場合が相当出て来るのではないかと。それは酪農振興の上から見て、必ずしも喜ぶべきことではないと思いますが、この点については、審議会をつくらば国會議員を入れなければならぬという上うな考え方を必ずしも持つておりません。何もかにもみな国會議員を入れなければならぬというのではありません。が、知事がきめた計画を、あなた方だけでその適否をきめて、はたして万全を期し得られるかどうか、私は期し得られないと思う。従来の実績を一つとつて考えてみても、少し無理がある。斯うな地域指定が行われ、あるいは全面的な酪農振興の振興について、權威ある方針が樹立されて行く何か別の対策を、お考えになつておるのであります。なつておるならば、それを承りたいし、ないならば今後どうしてこの適正なる指定、あるいは酪農一般の振興の基盤を樹立されて行くか。今後予算がいろいろとむずかしくなつて来る。そういう場合には、予算の裏づけも行政力だけではなかつて無理な場合も出て来ましようし、相当問題はあると思ひます。そういう点が、この法案全体を

通じて一番欠けておりはしないかと思う点であります。この点をお伺いいたしたいのであります。

○大坪政府委員 地域指定の問題につきまして、さらに専門的な学識経験者等の意見を聞き入れまして、できるだけ公平に指定をするために委員会等々を設けるような意思はないかという御意見だと思っておりますが、私どもも聞いたししても、ただいま御発言を通じて、そういうふうなシステムをもちましてやつて行つた方がより公平であり、かつみなが納得でき得る妥当な制度ではないかと考えるのであります。が、行政機構簡素化等の点もありまして、法律案自体の中にそういう委員会等を設けるという点につきましては、さしひかえたような次第であります。しかしながらただいまの御意見は私どもも聞いたししても、何らかの形でそういうシステムをつくつて行つた方がいいのじやなかるうかという御意見につきましては、そういうふうな点も十分に考慮いたしまして、今後予算も伴う問題でありますから、そういうような場合に、ただいまの御発言が可能になりますように努力いたしたい、かように考えておるのであります。が、法案自体の中に委員会を設けるという点につきましては、差控えているような次第であるのであります。

○足鹿委員 この審議会ということについては、別に反対ではない。何らかかの機関を必要と思つたが、行政整理等の関係もあつて、新しくこういうものを条文の中へ入れることは遠慮をした、こういう趣旨の御答弁であつたように思いますが、別にこの審議会をつくつたからといって、それが大きな経

費を食うものでもありません。わずかな経費であつても十分な効果をおぼえて行くならば、決して行政簡素化の趣旨にもとるものではないと私は考へております。そういう点についてより法案を完全なものにし、またその結果から見て、こゝろに地域指定というふうなことは、非常に問題の起りがちなところでありまして、従来いろいろ特殊立法の際にも、私どもが立案をいたした際におきまして、もつと明確に指定の基本条件というのを全部掲げております。それがこの法律に書けないという趣旨は、私どもは理解することができないのであります。この点について私どもはもう少し完璧を期したい。今の御答弁で、基本的には意見が一致しておるようでありまして、あとでよく検討を加へまして、ただいま述べたような趣旨が実現するように努力いたしたいが、あなたの方としては、別に基本的には意見を異にするものではないといふことを御確認されますか。

○大坪政府委員 私どももいたしませんが、そういうような基本的な考え方につきましては、ただいまの御意見通りの意見を持つておるわけでありまして。

○足鹿委員 これは青森県で起きている事例だそうでありまして、生産者団体が加工施設を持つ集約酪農地域の中心施設になるということについて、農林省は喜ばないのかどうか。加工施設は会社システムで行くことを指導方針としておるのかどうか。これは現に集約酪農地域に指定になつておる青森県で問題が発生しておるよう聞いておりますが、ああいう場合には、他には商業資本的なものはないように

聞いておる。ところが実際に聞いては、生産者の加工施設等もひつくるめて相互会社をつくれというふうになつた方は指導しておられるように聞いておりますが、今後できる指定地域に行かせるのであります。もし一歩この方針と法律の運営を誤りますと、酪農資本の生産者に対する収奪を促進するやうな遺憾な結果が出ないとも限らない。そこに私ども非常に関心を持つておるのであります。その点について御所見を承つておきたいのであります。

○大坪政府委員 ただいまの青森県の集約酪農地域に対するお尋ねの点でございますが、結論的に申し上げますと、ただいまの御発言とまつた逆な指導方針をわれ／＼といたしましてはとつておるのであります。農業協同組合系統機関におきまして、資本的に見ても技術的に見ても十分にやつて行けます場合には、できるだけ系統機関の酪農場というものを動かして参りたい、かように考へております。ただ具体的に青森県の場合におきましては、すでに地元の方からそういうやうな案が出ておりました。われわれの方に、こゝろのことではどうかというやうな御意見があるものであります。これにつきましては、現に青森県に系統機関の工場がありまして、それに反するやうなこともありません。で、もう少し地元の方で、その点についてはよく意見をまとめて来てもらいたい。これははつきり地方全部のまとまつた意見ではないようでありまして、そういうやうな案が出ておるの

は事実であります。これは私どもの原則的な指導方針とは異なりますので、これらの点については、協同組合系統機関あるいは地元の酪農家、こゝろのやうな全体を打つて一丸といたしまして、もう少し相談をして、できることならば確実ある系統機関の全面的な利用というやうなことで行けないかというところを、目下協議をいたしております。地元に、こゝろのやうな行かないかというところを、こゝろの方から実は申し上げておるやうな次第でありますので、御了承願ひたいと思つてあります。

○足鹿委員 私もまだよく調査が徹底しておりませんので、これ以上青森県の部分的な問題については申し上げませんが、少くとも私の聞いておることは、今の御答弁は少し違つておるやうであります。ともかくにも集約酪農地帯を指定した場合に、そこに中心施設ができる、そゝろいつたときに、生産者団体の行く加工施設を優先的に促進する具体的な対策は、どういふ対策を持つておられるにござりますか。従来からこの審議を通じて見られることは、これは酪農振興ではなくて乳業振興ではないかという痛烈な御批判も出ておつたやうであります。農民が酪農をやつて、できた乳を生産者の団体が中心となつて加工施設を行う、これが理想の体系であると思ひます。しかし日本の現状としては、必ずしもそれは行かないが、具体的に農業資本に基く加工施設をどういふやうにして促進して行かれるのであります。その基本方針はいかにお考えになつておられますか。これは地帯の指定と、その後に来る問題と、両者一体にならなければ終局的な目的が達成できませんので、非常

に重要な点であらうと思ひます。また現に乳業資本と乳生産者、農民との間に、いろいろ紛議が起きている、問題が出ておる。これに対して根本的な対策を講じなければならぬことはもちろんであります。今の政府の現段階においては、言うべくしてなか／＼困難なことだと思ふ。だからといつてこれを放置しておくのでは、この酪農振興法の趣旨は実現できないと思ひます。逆に乳価の下落によつて、しかも生ものがどん／＼生産されることによつて、むしろ生産農家が酪農資本の犠牲になるやうな結果が出ないとも限らない。これに対する対策といふものは、あくまでも生産者が共同して行く加工施設を促進して行く、ここに基本が置かれなければならぬかと思ひます。置かれないならば、もちろん加工施設の合理化なり、合理化を通ずるコストの引下げなりといふことも必要ではあります。が、やはり基本はそういうところになければならない。北海道の形が必ずしも完璧とは思われませんが、少くとも内地と北海道の形態は相当開いており、しかも敷設されて行くのが一応の方針の対象になるものであると思ひますが、それに進むための具体的な措置は、この法律の内容にはほとんどございませ

ん。行政指導として行われるならば、たとえば生産者が同結して行わんとする場合の融資の条件の問題であるとか、いろいろ問題があらうと思ひます。これに対処するところの基本方針がなければ、私はこの法案はかたわの法案にならざるを得ないと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○大坪政府委員 酪農に對しまして、青森県におきまして具体的な問題につきましては、その事情等の詳細な点につきましては、別途の席におきまして具体的に詳細に御説明を申し上げたいと思ふのであります。その点につきましての御答弁はこれで省略させていただきますと思ひます。

農業協同組合の系統機関による酪農施設、工場施設等の設置の問題につきましては、まずわれ／＼といたしましては、農林漁業金融公庫から施設資金を貸し出すというによりまして、その方の施設のための資金につきましては十分まかない得るのじやなからうかと思つてあります。同時に運転資金等につきましては、農業協同組合系統機関におきましては、系統金融機関から借り得るやうな条件になつておるのであります。この二つの金融的な措置によりまして、すでに各地に農業協同組合系統機関の酪農場を設置いたした事例も多々あるのであります。今後この系統機関関係の融資につきましては十分利用させていた

きたい、かように思ひますので、集約酪農地域につきまして、そういうやうな方針によりまして、できるだけ組合系統機関によりまして、できることならば工場の設置等につきましても指導して参りたい、かように存するものであります。ただ技術的な問題等が残るのであります。これは適当な、北海道関係の協同組合に結びついておられます技術の導入等によりまして、それらの点もできるだけ系統組合機関によりまして仕事をやつて行けるものであれば、そういうやうな精神のもとに指導して参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○足鹿委員 振興計画に関連して先刻ちよつと申しましたが、あるいは他の委員によつてすでに御発表になつておるかもしれませんが、指定場所は年度計画によつて何箇所つくりますか。

○大坪政府委員 この点につきましては、すでに御答弁申し上げました通り、現に各地から申請書と申しますか、申込みがあつておるのであります。また今後も相当申込みがあると思ふのであります。たとえて申し上げますれば、具体的には北海道からは十八箇所でありましたか、十七箇所の申出があつておるのであります。これは第一次的な申出であるので、今後もし引續いて申出をする、こういうような条件がついての申出になつておるのであります。従ひまして、どのくらいに箇所数が酪農地域の指定をしてもらいたいという要求になつて参りますか、目下のところそれにつきまゝの結論を得ておられませんので、はつきりここで何箇所指定するかという点につきましては結論を得ていない、こういうことになるのであります。私どもといたしましては、酪農振興に適する地帯でありまして、かつ地元の要望が、ぜひ酪農によりまして農業振興をして参りたいというような所がありますれば、予算等とのにらみ合ひにもなつて来ると思ふのであります。で、できるだけ地元の希望にも応じて参りたい、かように存するのであります。なおジャージー種につきましては、外国から乳牛を持つて参りますので、これにつきまゝは、当該年度におきまして予算がどれだけに編成されるかによつてきまると思ふのであります。ただいまから何箇所指定するということ

は、遺憾ながら申し上げかねる、こういうことに相なると思ふのであります。

○足鹿委員 もしこの法案が通つた場合に、次の地域指定をされる見通しはいつごろになりますか。またその具体的なことは発表できぬと言われまゝ、何年か後には何箇所くらいものをつくる方針か、それがたいやうなものではないかと思ひます。昭和二十九年において行わんとするものは大体この程度で、三十年において行ふものは、別に御発表になつてもさう大きな支障にはならないと思ひます。これは農民がこの法律をよく知らないで申し込むこともある、あるいは知つて一生懸命やる人もあるでしょうが、相当の期待があるとしたければ、ふたね。その場合に、実際の指定は、ふたをあけてみたところがこの程度であつたといふやうなことは、まことに遺憾に思ひます。すでに政令事項等もできておるわけでありまして、ある程度は公表されて、そしてあとは予算や牛の輸入その他の点で必ずしもその通りに行かない場合もあることは何人も肯定するわけですから、ある程度は関連して公表されるべき責任があると私は思ひます。そうしないと、あとでこの地区といへども実現しないやうなひよろ／＼腰ではないでしょうか、本気でみないやうなやうから、それが殺到した場合に、その何百分の一か、何十分の一かにすぎないで、大きな失望を与えらるやうなことです。羊頭狗肉になると思ふのです。それはどうしても承ることはできませんか。

○大坪政府委員 指定の箇所数の問題であります。ジャージーにつきましては予算等の関係もあり、また外国の乳牛を導入いたします関係で、各農家に準備を早急にやらせなければならぬ関係上、すでに四地区指定をいたしましたのであります。本法が成立いたしましたあかつきにおける指定の問題であります。二十九年におきましては、私も当初の構想におきましては、大体五十箇所所見当のものを指定したい、こういう構想のもとに、自給飼料等についての予算を編成いたしておるのであります。二十九年におきましては、その方針のもとに、大体五十箇所所見当のものを指定して、具体的に三十箇所か四十箇所所見当になると思ひますが、一々各地の準備の状況、あるいはその地域の客観性を審査いたす関係がありますので、五十箇所以内の見当におきまして地域指定したい、かように考えておるのであります。三十年におきましては、さらにそれ以上になると思ひます。本地区の指定におきましては、一応の見当をいたしましては、二箇年くらいで一応作業を終りたいと思ひますが、本法は御承知のように恒久立法でありますので、常時指定ができるかというやうなかつ／＼に相なつて参るかと思ふのであります。一応のめどとして地域指定は、われ／＼として二年くらいというやうに見当をつけたと思つておられますが、当該地域の農業の形態から考えまして、酪農によつてその地域の農業を振興したいというやうな所で、客観的に妥当性のある地帯から申請が参りますならば、その後におきまして、予算等の関連ももちろんあると思ひますが、地域指定して参り

たい、かように存じておるわけであり

○足鹿委員 私は局長に御注意申し上げておきますが、一般ではもう大体箇所は想像して知つておるのです。委員会になると、あなた方は言を左右して発表されたい。これは委員会に対する不信的な行為であります。私は非常に遺憾に思ふのであります。一般では知つておられます。ややもすればわれ／＼が聞いても、いろ／＼追究して初めて全貌を明らかにされる、そういうやうなことであつてはならないと思ふ。少くとも農林委員会は農民の総意を体し表をされるのがよろしい。あなた方が正式に発表されたことではなしに、うが、熱心のゆえをもつて、いろ／＼な手づるで知つておるのです。それをわれ／＼が正式に聞こうとする、言を左右にされる。今後こういうことのないやうに私はお願いしたいと思ひます。堂々と発表すべきことは発表する。それでなくても官僚的善的な傾向がこの指定をめぐつて相違行われる。またいろ／＼な人たちの縁によつて、事務的な純粋な立場ではなくして、ややもすればゆがめられがちであります。そういうことのないやうに、ほんとに真摯な立場から、純粋に適地を選定して行くならば、この程度にしろというぐらゐのことは一応言つてもいいです。これは将来もあることでありまして、よく御留意をお願いしたいと思います。

あまり長くなつてもどうかと思ひます。次に第二点の牛乳取引の紛争解決のための措置がこの法案では不十分だと思ふ。これはお認めになつておると思ひます。県段階における紛争解決の方法が一応うたわれておりますが、現在日本の乳業資本の分布は、ほとんど明治、森永あるいはその他の若干の資本によつて、全国的に系統組織を持つておる。その工場々々によつて独立採算を一応建前としてはおられますが、それは会社の能率を上げる経営上の一つの手段であつて、あくまでもその会社は一つの会社として全国的に採算を見て行くのであります。そうした場合はある県に紛争が起きた場合に、あるいはある地方に紛争が起きた場合に、断ち切つては解決のつかない場合が多いと思ひます。従つて県段階におけるあつせん諸停等はしばしば困難な面に遭遇をし、何らかの形で中央における一つのおつせんないしは調整の必要を生じて来ることは火を見るよりも明らかであります。にもかかわらず中央における実情に即応したあつせん、調整の方途が講じられておらないといふことはどういふ理由に基くものであります。もし一歩誤りますと、これは養蚕組合と製糸業者との関係のように、午前中も問題になりました乳業資本と酪農組合が特殊の一つの契約を結ぶ、そして實際上においては製糸資本に制覇された養蚕組合の実情にもなりかねないと思ふのです。しかも酪農の場合、乾燥措置を伴いますならば相当保存もきまますが、この牛乳の場合には生鮮食料品であつて、一日たりといへどもこれを放置することはできません。従つてこの力関係においては、養蚕の場合よりもむしろ乳業資本が酪農家に加えるいろ／＼な圧力といふものは非

常に大きいものだと思う。そういう現状におきながら、府県段階のあつせんのみにとどめて、中央においては何らこれの措置を講じないという事は、法律の大きな欠陥ではないか、私はこのように思いますが、府県段階においても、強制力のない知事のあつせんが片がつかない場合は泣き寝入りしてしまうのでありますから、そういうことでは乳価の安定、取引の公正化の問題はやみからやみに擧げられて、結局においては牛は飼つたが、安い乳価でたかかれて、最後にはせつかく入れた牛を手放して行かなければならぬ、そういうような事態が必ず起きるであらうでしょう。そういうことでは本法の目的達成上きわめて遺憾に私は思うのであります。何ゆゑこの乳業資本の全国的な経営形態に即応して、府県のあつせん行為が成功しなかつた場合には、中央において適切な措置を講ずる方途を講じられなかつたか、その理由なり今後の対策いかんというところであります。

○大坪政府委員 生乳の取引等につきまして、ただいまの御意見通り、本法案におきましては地方のあつせんをこれとどめておりますが、これはただいまも御指摘のありました通りに、乾乳等と異なりまして、きわめて迅速にその地方々々の実情によりまして処理をするということが多かろうと思つてあります。実は中央でこの問題を全国的に取上げて行くということにつきましては、われわれもいたしましては、まず第一段階といたしまして、地方によりましてこういう問題を処理して行くつて、その後中央一本という線に持つて参りたい。従つて第一段階といたしましてはまず地方々々でこれを

こなししてみよう、そういうふうな地方段階におきまする自信が実は私どもになかつたということをはつきり申し上げておいた方がよろうと思つて、まず地方の段階において処理してもらひまして、そうしてその動きというものを全国的にながめて行つて、その結果によつてわれわれもいたしましてはやつて行きたい、かように段階的に考へておるのであります。もちろん地方の生乳取引の問題について紛争が起きまして、地方があつせんをされまゝの場合に、中央といたしましては、ここに係官を出すなりその他の方法によりまして、できるだけその行政的な指導という点につきましてはやつて参りたい、かように考へますが、中央におきましてのあつせんという点につきましては、この法律におきましては、第一段階として地方でやつて参る、こういうような建前のもとにその制度は設けていない、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 非常に理由が薄弱だと思ひます。これは明らかに地方段階では処理したい事態が必ず起きるであらうという事はもう予想にたかくないのです。起きたときに行政指導でやるんだということではなしに、当然こういう経済的な利害の対立を伴うものは——しかもそのあつせんにかかわる義務規定があるならばともかくでありませんが、何ら義務規定もない。しかも法によれば、その経緯等は公表するに及ばないというふうなことで、ほとんど公にならないでそのまま済んでしまふ。そういうことでは真に酪農家の経営の安定も困難でありましようし、非常に困るのであります。そういう事態が必ず起きることが今からすでに予見されておるにもかかわらず、何かそこに遠慮をしておられる。それは大体想像がつきますが、これ以上私は申し上げません。私ももとしましては、別途にこの点については妥協と思はれる対策を講ずべきである、そのためには建設的な立場から、この法案審議の結論的にある措置を講ずべきことを考へてみたいというふうな思つておられますが、あなた方は根本的に反対でありますか。それともそういう趣旨については大体において賛成でありますか。その態度だけをひとつ聞かしておいていただきたい。

○大坪政府委員 ただいまの中央段階におきまする調停と申しますか、あつせんの点につきましては、もちろんそういうような考へ方、いわゆる行き方につきましては、私もいたしましては御意見の通り賛成であるのであります。ただその形式が非常に強い形式になりますと、現段階におきましてはあるいは行き過ぎであるかとも思つてございまして、考へ方あるいはそのやり方によりましては、ただいまの御意見通り、私もいたしましては、その点は同じような意見を持つておる、かようにいつきり申し上げたいと思つております。

○足鹿委員 了承いたしました。それではその点はあまりこれ以上申し上げません。

乳価の安定並びに消費の促進対策についてであります。この法案が生れるよほど以前から、関係団体なり私どもの間でいろいろ議論があつた点は、消費の増大ということが伴わないで今のままで行きますと、すでに夏場になつて東京近郊では二百石くらい生乳がだぶつていっているという話も耳にしておりますが、そういう事態が各地に、この成果が上つて来るに連れて出て来ると思ひます。それは、乳業資本のかつこうの好餌になつて来ることは言はずとも明らかであります。また私はいつか芳賀委員の質問に関連して申し上げましたように、六円で買った乳が、消費者には十七円、私も宿舎で一本飲みますと十七円なんです。その間に実に十何円かの中間経費がかかつておる。これは他の事例に比べて、常識的に考へまして、あまりにも大きな中間経費ではないか。資料をいただいたけれども、あの資料ではなるほど私ども合点が参ります。これらの点については、生産者が集団飲用と直結する。たとえば学校給食なら学校給食につながつて行く、あるいは大工場なら大工場に集団飲用の道を開いて、中間経費をうんと少くして、栄養の改善をはかるというふうな、積極的な消費の促進対策並びに中間経費の合理化の対策というものが——この法律ではそこまでは行けないことはもちろんでありまして、行政措置としてはあまり目に見えておらないのではないかと。これは前から金子委員が厚生委員会では上げられ、私ももとより前にこの委員会でも取上げたことがあるが、例の衛生関係の法律に阻害されまして、なかなかうまく行かないというふうな事例も過去においてあつたのです。そういうことが、よほどの時間がたつておるのに一歩も進んでおらない。そこで現在大量消費のところは、業者と顧客をして、一本十七円の市乳を十四程度あるいは十円を割つても飲んでおる

ところがある。あなた方が真に指導を行われ、これに適切な対策を講じられて行くならば、みる／＼うちに集団消費というものはよほど促進するに相違ないと思ふ。にもかかわらずこれが一向見るべき成果が上らないのは、あなた方に熱意がないのか、あるいはあつてもなまぬるくて、それが成果をあげないのか、そのいずれかであらうと思ふ。現に努力すれば、大量消費の団体や、あるいは工場、学校ではそういう対策をやつておる。ところが、私どもこれは地方で聞くのであります。学校ではつまらぬキヤラメルなんかを共同買入れをして、それをおやつに子供に食わしておる。そんなばかなことではない、十円のキヤラメルがかりに八円で食べられたとしても、牛乳一本にはとても及びません。もつと文部省あたりあるいは厚生省あたりと積極的に手をつないで、学校の給食であるとかあるいは工場等にもつと集団飲用の措置を講ずべきではないですか。そういう実績が差々として上らない。そこに消費の促進ということにも大きな隘路があるのではないかと。これは、あなた方だけの責任だと申し上げることは困難と思ひます。厚生省なり文部省なりと共同でやらなければならぬことであるが、そういう点について食品衛生法の特例を講ずる、あるいは文部省関係の学校給食との関連において、もつと集団消費を促進するいろいろ積極的な施策が、そこに講じられる性質のものであらうと思ふ。それを生産者が共同で、そこを直結して行くというふうに見るべきものがあるし、学童あるいは勤労者の栄養改善にも大きく資す

ることができるとし、生乳の消費を大きく促進することもできるであろうと思ひます。これは多くを申し上げるまでもないのですが、そういった措置を伴つてこそ、この酪農振興というものは最終の目的が達成されるのではないかと申す。これに対するところの政府を代表された一貫した大きな御所信がありまされば、この機会にお聞かせをいただきます。

○平野政府委員 お話の通り、本法の活用によりまして、酪農の生産が増大いたしました。消費の方がこれに伴つて増進しなければ、かえつて乳価の暴落を来し、逆に農村に酪農地獄を起すようなことになるわけでありま。従つて本法と並行いたしまして、酪農の消費の増進政策をとらなければならぬわけでございます。これにつきましては、政府としては一大決意をもちまして進む考へを持つておるわけでございますが、これは何としても国民の食生活改善そのものに基盤があるわけでありま。この点に留意をしなければならぬわけでございます。お話の通り、ただいま文部省並びに厚生省と密接なる連絡をとりまして、食生活改善の一大運動を展開いたすべく、諸般の準備を進めておる次第でございます。

○足鹿委員 最後に、政務次官にもう一つ伺いたいのでありますが、一大国民運動を起すということでありま。けれども、これはいつもポスターや映画やいろ／＼な宣伝行為に終つて、なかなか実際の成果というものが上らない場合が多い。そこで問題は、食品衛生法の実施に関する特例をまず設けるといふこと、牛乳給食の設備等には積極

的な助成をしてやるとか、そこにいろいろ対策が具体的に講じられなければならぬと思ふのです。私の聞いているのは、そういう一大宣伝活動、国民運動もつけようでありまが、それを内容的に裏づけることに、私が今指摘したような具体的なことに、政府が特に熱意を持つて、どのように予算支出をやるといふこと、そのことが結局は最終的にはものを言うのです。そういう点を、私は政務次官に聞いているのであります。これは大事なことであります。今申しました厚生省、文部省とは具体的にどういふ御折衝をなさつておられますか。たとえば私が申し上げました牛乳を給食する、これには若干の設備がいふ。その設備を前記のところでみなやれといふことでは、国民運動、国民運動といつてもなかなか、実が実行できない。やはりそれには冷蔵庫の一つも必要になつて来るのでありま。しかも、現在の食品衛生法上にも問題が出て来る。それが臨路になつていふと思ふのです。そういうことについて具体的にどういふ措置を現在講じているのか、また講じられんとしているのか、そういう点をもう少し詳細に御答弁願ひたい。

○平野政府委員 具体的にどうかといふことでありますが、これは、主として今後に属することでありま。ただ一例を申し上げますならば、これは農林省のことでありまが、農家の生活改善の普及をはかるということが必要でありまして、政府としてはたゞま行政の簡素化といふことで人員の縮小をはかつて、それに関する法案も御審議を願つたわけでありまが、そういうさなにかかわらず、この生活改

善につきましては特に、全国で約六百萬を増員いたしまして、農家の生活改善普及に努めている。こういう点をござらんたいだきまして、これはごくわずかなことでありますが、こういう客観情勢の中で、この点についてはさういふ力を入れていくといふことで、御了承いただけたらと思ふのでありま。

なおまた、今食品衛生法のお話でございますが、これにつきましても、農家においてはこれをできるだけ緩和するように措置をいたしておるわけでございます。そのほか文部省の学校給食また厚生省における幾多の食生活改善に関する点については、政府として相当計画もございまして、本年は緊縮予算の関係でもあまり多く実現はいたしてございせんけれども、来年度に大々的に獲得いたしまして、猛然と立ち上る考へでございます。

○足鹿委員 最後に要望を兼ねて申し上げて終りたいと思ひます。来年度に御答弁、期待しております。政務次官の御答弁、期待しております。しかし、そういう言葉の上でのやりとりではなく、実際にやつていただくか、最後の突が農家のためにもなりま。またその結果が酪農資本をいたずらに肥やすことにも終りはしないか。そういう点がありますから、この乳価安定並びに消費の促進対策としては、総合的な施策が講ぜられたいといふのが、もつとも今入れたからといつてその牛がすぐ乳を出すわけでもありません。来年度ごろからでも本気におやりになりますならば、あえてとやかく申しませんが、ほんとにこれ

は真剣に考へていただきたい。五円ないし六円のもの、八円もする。しかもホモ牛乳とかいつて若干ビタミンを入れたものは二十五円もする。話を聞けばホモ牛乳といふものは、一応攪拌して、若干ビタミンを加えたくらいなもので、上に脂肪が上らないだけに措置がしてあるだけだといふようなことも聞いております。そんなことで実際に中間搾取が多くて、農民には乳価を安く、消費者には相当高いものを飲ましていく。一軒の牛乳屋が一日に五百本か六百本始末をすれば、相当産をなして安楽に食つて行ける。そういうようなことで、ほんとうの酪農振興なんといふことは私はできないと思ふ。もつと消費の面とあわせてしつかりした対策が立てられない限りは、結果として酪農地獄を現出する結果に陥らざるを得ない。ぜひこの点はひとつ、来年から猛然とおやりになるそうですか、元氣を出してやつていただきたい。

い。そこで現在政府が入れようとしていふジャージー種は、外国から買うのでありますから、政府みずからがやりになることでありま。また商社をお使いになつても、政府の手を通じて入つて来るのでありますが、この酪農ブームといふは、とにかくこのういふ法律が通り、新たな施策が講ぜられれば参りますと、各地における乳牛の、不当な値上り、たとえば畜産振興の措置が講ぜられて来る、政府が計画を発表しただけで、黒牛その他の牛が非常に値段が上つて行く。そうして各県がばら／＼に産地に殺到する。そしてお互いが買い上げて行く。これは産地の人たちにはいいことでありま。しょうが、全体から見れば農家のとも食

いであり、結局これはコストを高めて行くことである。農家の経営を非常に危殆に瀕せしめる結果になる。しかも苦勞して入れた牛が乳を出すようになると、市況の変動によつて採算が割れて来て、せつかくはらみ牛になつたようなものを売り飛ばしてしまふ。そういうことを繰返した過去の経験から考へて見まして、導入牛を適正価格で農家に買わせるためには、そこに何らかの対策と措置がなければならぬと思ふのです。各県がおの／＼の県の自主性においてやつて行くことをとやかく言うわけではございせんが、その結果として産地並びにその間に介在する人々に不当に甘い汁を吸われてしまふ。これでは實際問題として農村のためによろしくないと思ふのであります。この法案が通りますと、少くとも三十ないし四十箇所、あるいは五十箇所設置ができる。そのためジャージーによらず、他のホルスタインの場合もあるでありま。そういう場合には、勢い一つの景氣が出て参りまして、非常な乳牛の値上り等が必ず発生して来ると思ひますが、これに対する酪農経営の合理化、牛乳生産費の低減をはかつて行く基本的な問題として、どういふ対策を講じて行かれる御所存でありますか。これを最後にお伺ひして、私は質問を打ち切りたいと思ひます。

○大坪政府委員 これは乳牛に限らないと思ふのでありますが、政府資金なりあるいは系統機関の資金なりが多く導入されるということになりますと、ただいまお話の通りに乳牛の価格が高騰するといふような経済現象を来すのはあり得ることでありま。私どもも

しては、その弊害をできるだけ少くいたし、特別措置法に基く家畜の導入につきましては、受入れ県と供給県とをまず第一段階として、何々県から何々県に対して何々の数字を導入する、こういう数字をきめまして、しかもその具体的な実行については、農業協同組合系統機関等を主としていたしまして、その系統機関による取引、もちろんこれについては中金の資金が介入をなすのでありますから、中金と農業協同組合系統機関とを結びつけまして、一地点に、あるいは一県に各方面から家畜の購入に殺到いたしましたので、その地域における価格を不当につり上げるものないような措置をとつて参つたのであります。が、今後集約酪農地域を指定する場合には、従来通り導入すべき県と供給する県とを具体的に連繫して、そして方々の県から統制なく殺到いたしましたので、その乳牛価格を不当につり上げるというところが、ないような措置をとつて参りたい、かように存しているわけでありませう。

○川俣委員 今委員長からの御注意もありましたので、私の質問はできるだけ集約して、三点ほどお尋ねいたします。今足鹿委員から述べられましたように、集約酪農をやつて参りますと、牛の値段が高騰いたします。高騰すること、発展途上においてむしろ好ましいことでもあると一面考えられるのであります。その対策として、単にこれを適正に配分するというところでその対策ができたことにはならないと思うので。そこで乳牛の改良増殖方法が、当然この法案の中にも盛り込まれて来なければならぬ。従つて種

畜場の施設等についても、万遺漏のないような補助態勢が生れて来なければならぬのではないかと申すのです。馬産の場合と乳牛とは同じだという考え方をされますと、私は非常な誤りがあると思うのです。乳牛は、私が説明するまでもなく、子牛をとることによつて乳量をふやして行くのと両方相まつわけでありませう。従つてその改良増殖方法が最も適当でなければならぬし、また画期的に普及させるにはどうしても量の確保が必要であります。同時に品質の確保と相またねばならぬ。これは私が申し上げるまでもない。そこで徐々に輸入量をふやして行くというやうなやり方ではなくして、急激にこれにまゝつた種牛の輸入を考えなければならぬと思ふのですが、それと相まつて種畜場の施設を完備して行かなければならぬと思ふのですが、法律にこれを盛り込むことについてどのやうな見解を持っておられますか、この点一点、それから廃牛に対する対策がこの法案の中にならぬのです。廃牛は老廃牛とそれからもう一つは小牛の処分があるのです。老廃牛についてはあるいは償却ができておるのであるから、どんなに処分したつてさしつかえないじやないかという議論も成り立たないことはないが、この廃牛の処分がやはり農家経済に相当な大きな影響を与えて参るのであります。ことに乳量と相まつてこの小牛の処分が大きな収入になるわけでありませう。これが難であります場合には非常に回収率がよくならず来る、むしろこういふ盛んなときになりますると、乳代よりもさらに上まわることであらうと思ひます。そこでただ雄小牛が生れた場合の処分なん

すが、この処分もいつ処分したらいいか、あるいは育ててから、適当な肉量が出てから処分した方がいいか、即時処分した方がいいかというやうなことも出て参るのではありません。従つてこれらの処分の時期方法等は、それらの処分施設——畜産局では屠殺場を設けるなどというところによつて処分施設を考へておられますが、その肉をカン詰にするというやうな態勢がとられて来なければならぬと思ふ。どうもこの法案を見ると、牛乳だけのことは考へていますけれども、これに当然伴つて起つて来るところの肉に対しては何ら考へていない、この点は落していさせぬかと思ふ。これらの点についてはやはり法文に盛り込む必要はないか、これが二点、三点は、目的がどうも明瞭じやない、あるいは提案理由にあるやうなことが目的のうちに出ておられますけれども、私はこういふようにかえて行くべきではないかと思ひますから申し上げますが、これに対する御意見を伺いたい。酪農の急速なる普及発達並びに酪農経営の健全合理化をはかることも、その合理的な条件を整備するため集約酪農の制度及びその生産品等の公正取引をはかる等の措置を定め、もつて酪農振興の基盤を確立すべきである、こういうふうにするべきだと思ふのです。酪農振興の基盤なんといつても、牛乳の取引だけが酪農振興の基盤だなんといふことはおかしいことだと思ひますので、もちろん集約酪農もその基盤の一つであると同時に、酪農の急速なる普及発達並びに酪農経営の健全合理化、これが酪農振興の基盤だ、こうならなければならぬと思

うので、三点をあげて御意見を伺つておきたい。

○大坪政府委員 第一点の種畜牧場等に関する問題であります。本件につきましても、現在国の種畜牧場十のうちの五つの牧場で乳牛関係の仕事をやつておられるのであります。この五つの牧場は終戦以来急速に始めました牧場でありまして、乳牛を飼育しておるに申しまして、その飼育いたしておるものは、必ずしも十分とは言えないのでありますので、特に二十九年度におきましては、アメリカ等から優秀な種畜を輸入いたしますために、牡牝は各牧場に一頭ずつ、基礎牛としての牝牛を各三頭ずつ、合計牝牝は四頭、牝牛は十頭、計十四頭を特別に輸入いたしたい、かように考へておるのであります。これはあくまで基礎牛でありまします。これはあくまで基礎牛でありまします。この基礎牛の生産に全力を注ぎたい、かように考へておられるわけでありませう。

次に第二点の廃牛の問題であります。これはただいま御指摘の通り、廃牛には二つある、まず乳をしぼりまして先般改正を見ました屠畜場法の法律の運用、つまり簡易屠畜場をできるだけ農村に増加させまして、かつその簡易屠畜場に見合うやうな肉の確保施設、こういうものを協同組合系統機関等を通じて、農林中金、金融公庫等の資金を運用いたしまして、これらの施設の拡充につきましても遺憾なきを期して参りたい、かように存じておるのであります。

なお小牛の問題であります。これにつきましても、従来畜産局におきま

して、雄の小牛の飼育を奨励いたした経験もあるやうであります。が、どうもその点につきましても、農家の食いつきが悪いやうなふうでありまして、この点につきましても十分な成果を現在まで収めておりませぬ。従つて現在のところ牝の小牛の方はほとんど大部分は特別に種牝として飼育する場合以外に全部殺処分いたしておるやうであります。が、これらの点につきましても、できるだけ肉資源等に間に合せるやうに飼育を奨励いたして参りたい、常にそういうやうな心構えであるのであります。その点につきましても十分なる成果を發揮いたしておられませんのを遺憾といたす次第であります。

次に第三点の目的の点であります。が、第一条の規定の形式そのものは、いろいろ私どもの方で論議をいたしたのであります。が、なお十分意を尽してないいきりがあるやうであると思ふのであります。従ひまして、ただいまの御発言の点につきましても、第一条の規定が私どもが考へております目的を十二分に表現しておるといふやうに考へていないのでありまして、その点につきましても、御意見の点は私どもといたしましては、十分そういうふうな考へておるわけでありませう。

○川俣委員 先の二点は私は法文にそういうことを具体化したという考え方で御意見はどうか、こういうふうに聞いたのではないので、こういう点を修正法文化したい、こういう意図であるけれども、御意見はいかがであるか、こう聞いておるのです。

○平野政府委員 お話は一々ごつと

でも同感でございますが、政府としてこれを今法文に盛るといふことは適当でなく、行政運用の妙を發揮することによつて解決して参りたいと考えておるのであります。

○川俣委員 それであつたら牛乳だつて行政の運用で今でもやつておられることですから、必要ないじやないかという議論になりますか、どうですか。

○平野政府委員 これはあまりこまかいことまで一々こゝで規定するといふこともいがかと存するわけで、現在のところではこの程度をもつて足りるのではないかと、かように考えておるのであります。

○福田(喜)委員 今まで大分議論が出尽しておるようでありますから、私法律上ちよつと問題になる点を一、二お聞きしてみたいと思ひます。

第一は、集約酪農地域に関する規定は、これは法律の規定を要するものではなく、行政運用によつて行つて十分であると私は考えます。こういう考えのもとにこの法案を検討してみますと、問題となつて来るのは第十條第三項の規定であらうと思ふ。これとてどうして必要規定とは私は思ひません。第十一條も単に届出を命じただけだから、これも必要不可欠かと申しますと、さうではない。そうしますとこの規定は置いて置く必要はないように思ひますが、この点はいかがですか、まずお伺ひいたします。

○大坪政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、法律的に当該規定がなければ行政措置でやれないかという点につきましては、この点は絶対にやれないといふことを申し上げる程度には至らないと思ひます。大体が本法は、御承知の通り、全体がきつめて産業立法に近い法でありますので、しかくどれ／＼の条項が純法律事項で、どれ／＼が行政指導的な法律であるといふ点は、これだけはどうしても必要で、これだけはいらないといふふうに割切るわけにもな／＼行かないのじやないか。ただ私もいたしましては、特に集約酪農地域を指定いたしまして、その地域におきまします乳牛の導入の点、あるいは施設の点、あるいは草資源その他自給飼料増産の点などを全般的に処理して参りたいと思ひますので、一連の事項を法律の条文として規定をいたした、かように御了承を願ひたいのであります。

○福田(喜)委員 今大坪さんの言つたあとの部分について問題があるわけでありま。集約酪農地域のみ酪農事業施設の新設をただ承認するのみで、当該地域外の酪農事業施設は放任しておいては、私はおそそ承認の意味はないと思ひますが、この点について当局の御意向はどうですか。

○大坪政府委員 ただいまの御意見ですが、多分にさういふ点があるのではありません。しかしながら法律事項で規定いたしますので、その地域を一步はずれたならばそれは承認を経ないでいいといふふうになつて参るのであります。これは法律で規定いたします以上はいたし方がない。しかしながらその点につきましては、行政指導と申しますか、いすれ地域を指定いたしまして、

その地方の酪農振興をはかつて参りますので、さういふような抜けの点につきましては、行政指導その他の点で調整をとつて行く以外には方法はない、かように考えておるわけでありま。

○福田(喜)委員 今の点は私は本法施行後において非常に重要な意味を持つて来ると思ひます。集約酪農地域内の酪農事業施設の新設を承認するといふことになつて、当該地域外の集約酪農事業施設は放任するとなると、この放任の意味が逆コースと申しますか、非常に論議されることになりま。この点に十分なる御注意をお願いしたいのであります。

それからもう一つ次に問題となるのは、十二條の問題であります。この十二條につきましては、憲法上の問題があるわけございまして、酪農事業施設の承認といふことは、施設の自由競争による乳価の高騰を抑制し生産者に不利な点も多々あると思ひます。そこでこれは営業の自由の侵害であるわけでありまして、第十二條第二項第一号、第二号、第三号、第四号の要件だけ満たしたならば当然承認することになつておりますが、要件が抽象的で、行政庁によりましては必ずしもす／＼と行くとおは思ひないものであります。行政庁によつて不当に承認を拒否される場合が私にはあるだらうと思ひます。その点におきまして、憲法の保障しておる営業の自由はいかなることになりますか、この点についての御答弁を承りたい。

○大坪政府委員 第十二條が憲法の営業の自由の原則に背反しないか、さういふ御意見でございますが、私もどもしましては、本法におきまして

集約酪農地域においてさういふふうな要件に該当しておる場合には酪農事業施設を承認する、さういふふうな規定をいたしておるのであります。他の立法例等におきましても、さういふふうな場合には施設の承認をさういふふうな場合には施設の承認を考慮したさういふふうな実はその点も考慮したさういふふうな積極的な書き方をいたしておるのであります。従つてこの程度の制限ならば、憲法上のいゝゆる営業の自由の原則には背反しないのではなからうか、かように存じておるわけでありま。

○福田(喜)委員 局長の答弁は、正面から行くわけございしますが、つまり第一号ないし第四号に掲げる要件を満たしたならば当然承認することにはなつておるが、要件が非常に抽象的に書いてあつて、行政庁の扱い方いかんによつては、不当に承認を拒否されるおそれがあるから、その点につきまして憲法において保障されておる営業の自由といふ点に抵触しないように、運用についてよく御留意を願ひたいのであります。

最後に私は一つ、実施上はたしてさういふことになるかと思はれる点が一つあるわけございします。それは第十條の牛乳の取引の契約の文書化及び届出でございまして、これは自由経済の今日、いたずらに手続の煩雜化を来すのみで、第十六條第三項の都道府県知事の勧告のごときは、何ら実効なく、しかも都道府県知事に受当乳価を取引価格と無関係に認定させるがごときことは、實際上不可能ではなからうか。しかも他の同種の製品はさういふふうな規定はなく、牛乳のみがさういふ手続を要することは、不必要にして

実効なきものと思はれますが、どうございませうか、この点について御答弁を願ひたい。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

○福田(喜)委員 今局長のおつしやつたようなことだつたらいいと思ひますが、これは労働協約形式に、生産者の組合とプラントとの間の協約で定めるのはいいのかもしれないが、この書き方で行くといふ農家ではさういふことになりま。そのことはどうなんでしょうか。

○大坪政府委員 この書き方といたしましては、但書といふことになつておりますが、実際の場合におきまして

集約酪農地域においてさういふふうな要件に該当しておる場合には酪農事業施設を承認する、さういふふうな規定をいたしておるのであります。他の立法例等におきましても、さういふふうな場合には施設の承認をさういふふうな場合には施設の承認を考慮したさういふふうな積極的な書き方をいたしておるのであります。従つてこの程度の制限ならば、憲法上のいゝゆる営業の自由の原則には背反しないのではなからうか、かように存じておるわけでありま。

○福田(喜)委員 局長の答弁は、正面から行くわけございしますが、つまり第一号ないし第四号に掲げる要件を満たしたならば当然承認することにはなつておるが、要件が非常に抽象的に書いてあつて、行政庁の扱い方いかんによつては、不当に承認を拒否されるおそれがあるから、その点につきまして憲法において保障されておる営業の自由といふ点に抵触しないように、運用についてよく御留意を願ひたいのであります。

最後に私は一つ、実施上はたしてさういふことになるかと思はれる点が一つあるわけございします。それは第十條の牛乳の取引の契約の文書化及び届出でございまして、これは自由経済の今日、いたずらに手続の煩雜化を来すのみで、第十六條第三項の都道府県知事の勧告のごときは、何ら実効なく、しかも都道府県知事に受当乳価を取引価格と無関係に認定させるがごときことは、實際上不可能ではなからうか。しかも他の同種の製品はさういふふうな規定はなく、牛乳のみがさういふ手続を要することは、不必要にして

実効なきものと思はれますが、どうございませうか、この点について御答弁を願ひたい。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

○福田(喜)委員 今局長のおつしやつたようなことだつたらいいと思ひますが、これは労働協約形式に、生産者の組合とプラントとの間の協約で定めるのはいいのかもしれないが、この書き方で行くといふ農家ではさういふことになりま。そのことはどうなんでしょうか。

○大坪政府委員 この書き方といたしましては、但書といふことになつておりますが、実際の場合におきまして

集約酪農地域においてさういふふうな要件に該当しておる場合には酪農事業施設を承認する、さういふふうな規定をいたしておるのであります。他の立法例等におきましても、さういふふうな場合には施設の承認をさういふふうな場合には施設の承認を考慮したさういふふうな積極的な書き方をいたしておるのであります。従つてこの程度の制限ならば、憲法上のいゝゆる営業の自由の原則には背反しないのではなからうか、かように存じておるわけでありま。

○福田(喜)委員 局長の答弁は、正面から行くわけございしますが、つまり第一号ないし第四号に掲げる要件を満たしたならば当然承認することにはなつておるが、要件が非常に抽象的に書いてあつて、行政庁の扱い方いかんによつては、不当に承認を拒否されるおそれがあるから、その点につきまして憲法において保障されておる営業の自由といふ点に抵触しないように、運用についてよく御留意を願ひたいのであります。

最後に私は一つ、実施上はたしてさういふことになるかと思はれる点が一つあるわけございします。それは第十條の牛乳の取引の契約の文書化及び届出でございまして、これは自由経済の今日、いたずらに手続の煩雜化を来すのみで、第十六條第三項の都道府県知事の勧告のごときは、何ら実効なく、しかも都道府県知事に受当乳価を取引価格と無関係に認定させるがごときことは、實際上不可能ではなからうか。しかも他の同種の製品はさういふふうな規定はなく、牛乳のみがさういふ手続を要することは、不必要にして

実効なきものと思はれますが、どうございませうか、この点について御答弁を願ひたい。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

○福田(喜)委員 今局長のおつしやつたようなことだつたらいいと思ひますが、これは労働協約形式に、生産者の組合とプラントとの間の協約で定めるのはいいのかもしれないが、この書き方で行くといふ農家ではさういふことになりま。そのことはどうなんでしょうか。

○大坪政府委員 この書き方といたしましては、但書といふことになつておりますが、実際の場合におきまして

集約酪農地域においてさういふふうな要件に該当しておる場合には酪農事業施設を承認する、さういふふうな規定をいたしておるのであります。他の立法例等におきましても、さういふふうな場合には施設の承認をさういふふうな場合には施設の承認を考慮したさういふふうな積極的な書き方をいたしておるのであります。従つてこの程度の制限ならば、憲法上のいゝゆる営業の自由の原則には背反しないのではなからうか、かように存じておるわけでありま。

○福田(喜)委員 局長の答弁は、正面から行くわけございしますが、つまり第一号ないし第四号に掲げる要件を満たしたならば当然承認することにはなつておるが、要件が非常に抽象的に書いてあつて、行政庁の扱い方いかんによつては、不当に承認を拒否されるおそれがあるから、その点につきまして憲法において保障されておる営業の自由といふ点に抵触しないように、運用についてよく御留意を願ひたいのであります。

最後に私は一つ、実施上はたしてさういふことになるかと思はれる点が一つあるわけございします。それは第十條の牛乳の取引の契約の文書化及び届出でございまして、これは自由経済の今日、いたずらに手続の煩雜化を来すのみで、第十六條第三項の都道府県知事の勧告のごときは、何ら実効なく、しかも都道府県知事に受当乳価を取引価格と無関係に認定させるがごときことは、實際上不可能ではなからうか。しかも他の同種の製品はさういふふうな規定はなく、牛乳のみがさういふ手続を要することは、不必要にして

実効なきものと思はれますが、どうございませうか、この点について御答弁を願ひたい。

○大坪政府委員 牛乳の取引につきまの文書化の問題でございしますが、牛乳は毎日々々供給いたすにもかかわらず、その取引の内容等につきましては非常に不明確な点が多いのであります。この点につきまのさういふ不明確、不明朗な点を是正して参りたいと思ひまして、文書契約を締結することにしたのであります。大体において農業協同組合と組合員との関係におきましては、文書の関係は全然ないのであります。多くの場合に農業協同組合が共同出荷をいたします場合におきましては、協同組合と製造業者と申しますか、それとの取引として文書契約になる場合が大多数だと思ひます。従つて個々の農家の方にはさういふ迷惑をかけるといふような点は、今後は私もいたしましては、できるだけ協同組合による共同出荷を奨励して参りたいと思ひますので、個々の農家が直接文書契約を締結するといふようなことは、できるだけ少くして参りたい、かように考えておるわけでありま。

説明を求めることにいたします。提案者金子與重郎君。

○金子委員 農業協同組合法の一部改

項は主として事務的なもの、またすでに当然改正をしなければならないような事務的なものに近い問題が大部分で

困のことを補足して御説明申し上げた次第であります。

○川俣委員 質問は明日ということに

ですが、これは経済団体でありますので、補助を相当当てにしておられるようであります、どの程度予定してお

すから、本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

第三十六号中正誤

二頁二段「農業災害補償制度改正に関する件」の前に次の通り入るべきの誤

農業災害補償制度に関する調査報告書

農業災害補償制度の改正に関し調査の結果、別紙のとうりの基本方針によつて、制度の根本的改正を行ふべきものと決した。

右報告する。

昭和二十九年四月二十三日

農業災害補償制度に関する 足鹿 覺

小委員長 農林委員長 井出一太郎殿

昭和二十九年五月十五日印刷

昭和二十九年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局